



茨城県

食肉衛生検査所
事業概要

令和6年度版

(令和5年度実績)

茨 城 県

目 次

第1章 総 説

1 検査所の沿革	1
2 検査所の機構	
(1) 機 構	1
(2) 設 置	2-3
3 職員の配置状況	4-5
4 検査手数料	5
5 検査所及びと畜場・食鳥処理場配置図	6
6 検査所の建物等平面図及び案内図	7-9
7 施設の概要	10-13
8 と畜場の使用料、解体料一覧	14

第2章 と畜検査事業

1 と畜検査事業	15
2 病畜等の緊急と畜検査体制	15
3 令和5年度と畜検査頭数	16-18
4 と畜場別・月別と畜検査頭数	19-21
5 獣畜の疾病別とさつ禁止及び廃棄頭数	22-25
6 病畜の疾病別分類	26
7 と畜場において発見された主な人獣共通感染症	27
8 と畜場法に基づく検査	
(1) 精密検査実施状況	28-31
(2) と畜場における枝肉の微生物試験（切り取り検査）	32
9 食品衛生法に基づく検査	
(1) 食品中の残留有害物質モニタリング検査	33
(2) 食品中の残留抗菌性物質検査	34
10 B S E検査	35

第3章 食鳥検査事業

1 食鳥検査事業	36
2 令和5年度食鳥検査羽数	37
3 食鳥処理場別食鳥検査羽数	38
4 食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因	39
5 食鳥処理場におけるとたい等の微生物汚染実態調査	40
6 食品衛生法に基づく検査	40

第4章	食品衛生監視指導計画	
1	令和5年度試験検査実施結果	41
2	令和6年度業種（施設）別立入検査目標回数	42
3	令和6年度試験検査計画	42
4	令和6年度茨城県食品衛生監視指導計画	43
第5章	と畜検査及び食鳥検査統計	
1	と畜検査統計	
(1)	と畜検査頭数の推移	44
(2)	と畜場別と畜検査頭数の推移	45
2	食鳥検査統計	
(1)	食鳥検査羽数の推移	46
(2)	食鳥処理場別検査羽数の推移	46
第6章	その他の事業	
1	と畜場衛生管理責任者等配置数	47
2	衛生講習会等実施状況	47
3	職員の研修	47
4	食品衛生法に基づく検査	
(1)	食品中の残留有害物質モニタリング検査	48
(2)	輸入食肉等の残留有害物質検査	49-50
(3)	ポジティブリスト制度に対応する検査体制の整備	50
	令和6年度調査研究発表抄録（第56回茨城県公衆衛生獣医師協議会）	51
	・管内と畜場への衛生指導事例について	52-56
	・と畜場でみられた牛の心臓腫瘍について	57-59
	・敗血症として全部廃棄の措置を執った牛から分離された <i>Clostridium sporogenes</i>	60-62

第1章 総 説

1 検査所の沿革

食肉衛生検査所は昭和45年4月1日茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部改正により設置されたものです。

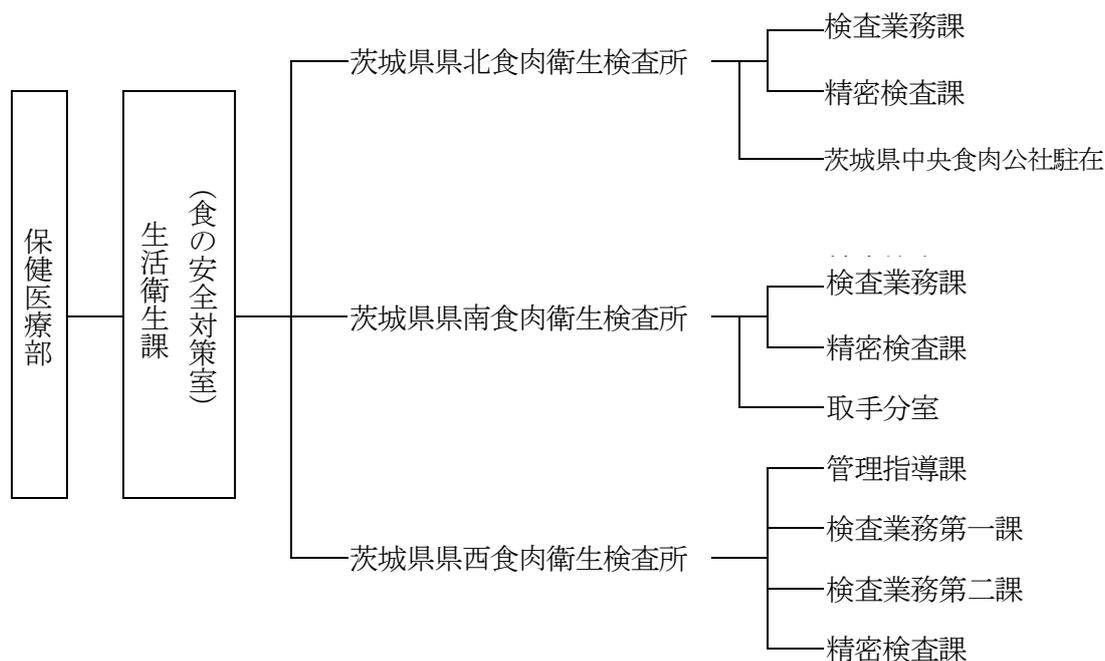
当時、国民の食生活水準の向上により食肉需要が急増するとともに本県における家畜の生産及びと畜頭数も飛躍的に増加しました。

このような情勢に対応するために、従来、保健所で分掌していたと畜検査業務を分離し、食肉衛生検査所(県北、県南、県西)が、と畜場法の規定に基づく検査及び食肉衛生の業務を行うことになり、食肉衛生行政の充実強化が図られました。

さらに、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴い、平成4年4月1日からは、食鳥検査及び食鳥処理衛生の業務(認定小規模食鳥処理場に係るものを除く。)も食肉衛生検査所が併せて分掌することになりました。

2 検査所の機構

(1) 機 構



- ※ H11. 4. 1 衛生部を保健福祉部に、環境衛生課を生活衛生課に改組
- ※ H15. 4. 1 生活衛生課内に食の安全対策室を設置
- ※ H25. 4. 1 県北食肉衛生検査所及び県南食肉衛生検査所の管理指導課を検査業務課へ統合
- ※ R 4. 4. 1 保健福祉部を保健医療部に改組

(2) 設 置 (名称、位置、管轄区域)

茨城県行政組織条例 (昭和 38 年茨城県条例第 45 号)

(食肉衛生検査所)

第10条 法第 156 条第 1 項の規定により、食肉検査及び食肉衛生の事務を分掌させるため、食肉衛生検査所をおく。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
茨城県北食肉衛生検査所	水戸市	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡、那珂郡、久慈郡
茨城県南食肉衛生検査所	土浦市	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡
茨城県西食肉衛生検査所	筑西市	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡

茨城県行政組織規則 (昭和 42 年茨城県規則第 46 号)

別表第 2 本庁の課、チーム及びセンターの分掌事務 (第 8 条)

生活衛生課

9 化製場等に関する事。

食の安全対策室

4 と畜場及び食鳥処理場に関する事。

6 食肉衛生検査所に関する事。

別表第 5 出先機関の課、部等及び室、科等 (第 89 条第 3 項)

食肉衛生検査所	管理指導課 (県西食肉衛生検査所に限る。)、検査業務課 (県西食肉衛生検査所を除く。)、検査業務第一課 (県西食肉衛生検査所に限る。)、検査業務第二課 (県西食肉衛生検査所に限る。)、精密検査課
---------	---

別表第 6 出先機関の支所等 (第 89 条第 5 項)

出 先 機 関	支 所 等		
	名 称	位 置	担当区域等
食肉衛生検査所	茨城県南食肉衛生検査所取手分室	取手市長兵衛新田	—

別表第7 出先機関の分掌事務（第90条第1項）

食肉衛生検査所

管理指導課（県西食肉衛生検査所に限る。）

- 1 公印の管守に関する事。
- 2 職員の身分及び服務に関する事。
- 3 所員の研修、能率及び福利厚生に関する事。
- 4 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 5 会計に関する事。
- 6 物品等の出納及び保管に関する事。
- 7 庁舎の維持管理及び取締りに関する事。
- 8 県有財産の管理に関する事。
- 9 食品衛生に関する事（と畜場内及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）内に係るもの
に限り、検査業務第一課及び検査業務第二課の所管に係るものを除く。）。
- 10 他課の所管に属しない事。

検査業務課（県西食肉衛生検査所を除く。）

- 1 公印の管守に関する事。
- 2 職員の身分及び服務に関する事。
- 3 所員の研修、能率及び福利厚生に関する事。
- 4 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 5 会計に関する事。
- 6 物品等の出納及び保管に関する事。
- 7 庁舎の維持管理及び取締りに関する事。
- 8 県有財産の管理に関する事。
- 9 食品衛生に関する事（と畜場内及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）内に係るもの
に限る。）。
- 10 獣畜のとさつ及び解体の検査に関する事。
- 11 と畜場の衛生保持の指導監督に関する事。
- 12 食鳥のとさつ及び解体の検査に関する事。
- 13 食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）の衛生保持の指導監督に関する事。
- 14 他課の所管に属しない事。

検査業務第一課（県西食肉衛生検査所に限る。）

検査業務課に掲げる事務のうち10から12までの事務（10及び12の事務については、検査業務第二課の
所管に係るものを除く。）

検査業務第二課（県西食肉衛生検査所に限る。）

検査業務課に掲げる事務のうち10、12及び13の事務（10及び12の事務については所長が指定したもの
に限る。）

精密検査課

- 1 微生物学的検査に関する事。
- 2 病理・寄生虫学的検査に関する事。
- 3 理化学的検査に関する事。

3 職員の配置状況（令和6.4.1現在）

(1) 県北食肉衛生検査所

区別 課別	総員	内 訳			そ の 他 (県 職 員 以 外)		備 考
		事務職員	技術職員	会計年度 任用職員	補 助 員	助 手	
所 長	1		1				
検 査 業 務 課	4	1	3				
精 密 検 査 課	6		5	1*1			*1 臨床検査技師
茨城県中央食肉 公社 駐 在	10		3*2	7			*2 うち1名は再任用職員
計	21	1	12	8	8	8	

(2) 県南食肉衛生検査所

区別 課別	総員	内 訳			そ の 他 (県 職 員 以 外)		備 考
		事務職員	技術職員	会計年度 任用職員	補 助 員	助 手	
所 長	1		1				
検 査 業 務 課	12	1*1	6*2	5			*1 再任用職員 *2 うち1名は再任用職員
精 密 検 査 課	4		4				
取 手 分 室	2		2*3				*3 うち1名は再任用職員
計	19	1	13	5	12	12	

(3) 県西食肉衛生検査所

区別 課別	総員	内 訳			そ の 他 (県 職 員 以 外)		備 考
		事務職員	技術職員	会計年度 任用職員	補 助 員	助 手	
所 長	1		1				
管 理 指 導 課	3	2	1				
検 査 業 務 第 一 課	17		6	11			
検 査 業 務 第 二 課	8		5 ^{*1}	3			*1 休業者2名を含む
精 密 検 査 課	8		8				
計	37	2	21	14	4	18	

4 検査手数料 (令和6.4.1現在)

(1) と畜検査手数料 (1頭当り)

(単位：円)

畜 種	牛	※とく	馬	豚	めん羊	山羊
検査手数料	700	310	700	310	200	200

※とく：生後1年未満の牛

(2) 食鳥検査手数料

1羽当り 5円

5 検査所及びと畜場・食鳥処理場配置図 (令和6.4.1現在)

- △ と 畜 場
□ 食 鳥 処 理 場

県北食肉衛生検査所

△公社:(株)茨城県中央食肉公社

県南食肉衛生検査所

△竜ヶ崎:竜ヶ崎食肉センター
△取手:取手食肉センター
△養豚:茨城県畜産センター養豚研究所
△茨食:茨城協同食肉(株)
△土浦:土浦食肉(協)
△全農:全農飼料畜産中央研究所と畜場

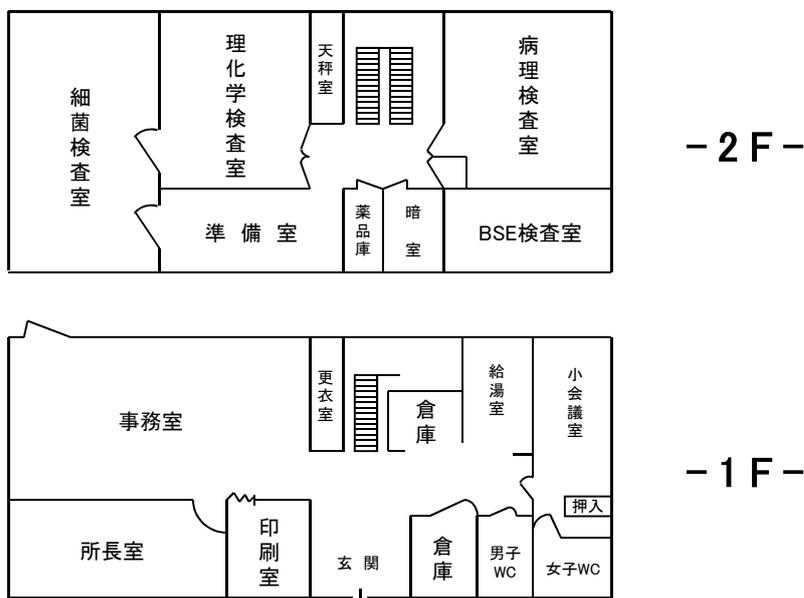
県西食肉衛生検査所

△筑西:筑西食肉センター
△畜改:(独)家畜改良センター茨城牧場
△下妻:下妻地方食肉(協)
△茨食:茨城協同食肉(株)下妻事業所
□エスファクトリー:エスファクトリー千葉(株)岩瀬工場
□境:(株)境食鳥
□三和:(株)三和食鶏
□高井:(株)高井産業



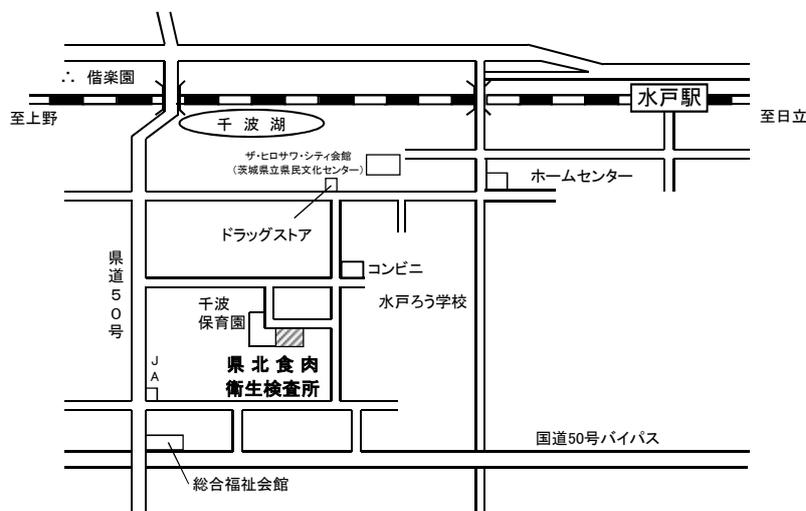
6 検査所の建物等平面図及び案内図

(1) 県北食肉衛生検査所

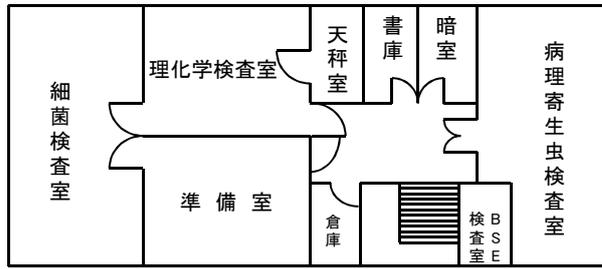


所在地	水戸市千波町2831-12	敷地	m ²	994.00
電話番号	029(241)4527	建物 (本館)	構造	鉄筋コンクリート2階建
			建築面積	m ² 157.32
FAX番号	029(244)5570	付属建物 車庫等	床延面積	m ² 312.55
			竣工年月日	昭和 46. 3. 31
メールアドレス	hokusyokuei@pref.ibaraki.lg.jp			
県北食肉衛生検査所 茨城県中央食肉公社駐在 (昭和59年4月1日設置)				
所在地	東茨城郡茨城町下土師1975			
TEL・FAX	029(291)0229			

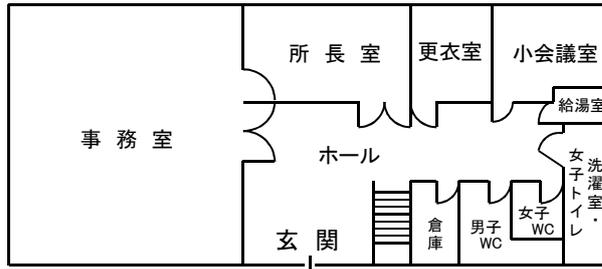
(案内図)



(2) 県南食肉衛生検査所



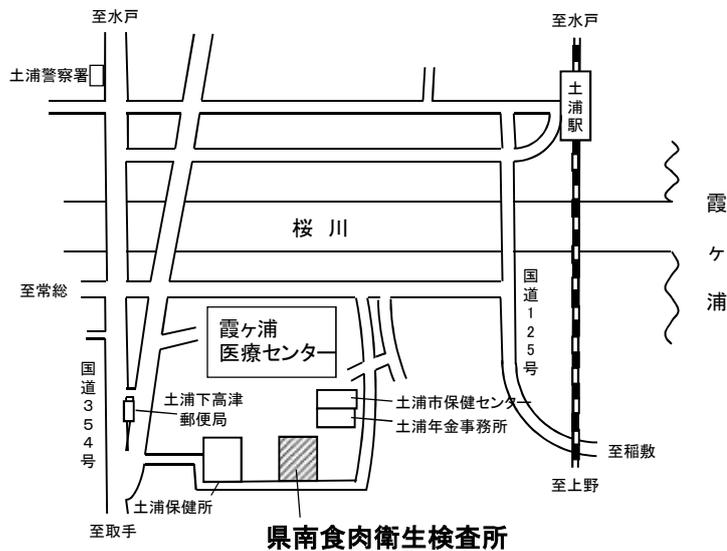
- 2 F -



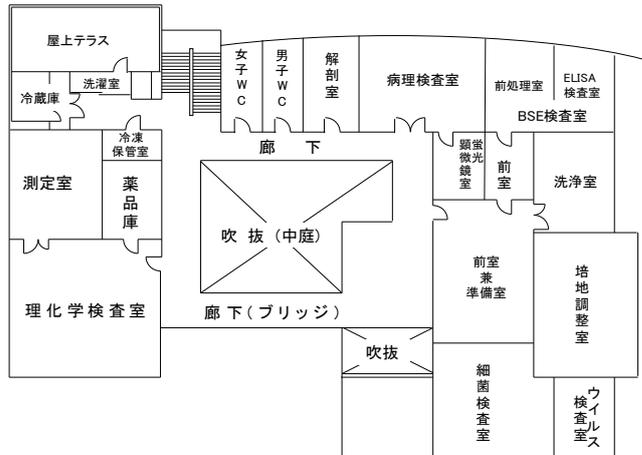
- 1 F -

所在地	土浦市下高津2-7-38	敷地	982.14 m ²
電話番号	029(822)0740	建物 (本館)	建築面積 184.23 m ² 床延面積 368.09 m ²
FAX番号	029(824)7195	附属建物	車庫等 41.58 m ²
メールアドレス	nansyokuei@pref.ibaraki.lg.jp		
県南食肉衛生検査所 取手分室 (昭和53年6月1日設置)			
所在地	取手市長兵衛新田238-8		
TEL、FAX	0297(74)7200		
メールアドレス	nansyokuei2@pref.ibaraki.lg.jp		
竣工年月日	昭和 46. 6. 15		

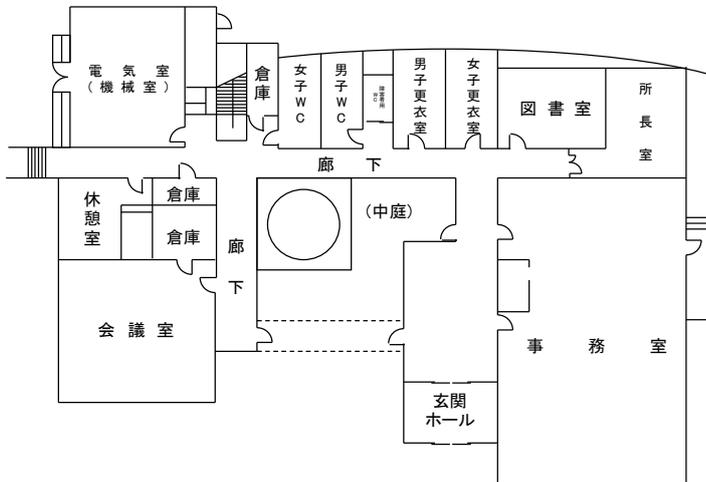
(案内図)



(3) 県西食肉衛生検査所



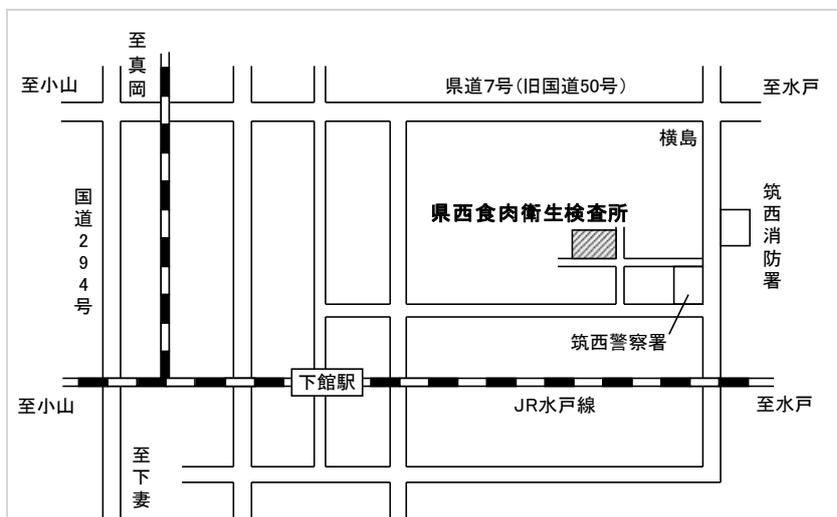
- 2 F -



- 1 F -

所在地	筑西市市野辺584	敷地 m ²	2,337.00
電話番号	0296(22)7766	建物 (本館) 構造	鉄筋コンクリート2階建
		建築面積 m ²	599.37
FAX 番号	0296(22)7786	床延面積 m ²	1078.23
		付属建物 車庫等 m ²	99.45
メールアドレス	seisyokuei@pref.ibaraki.lg.jp	竣工年月日	平成 9. 10. 21

(案内図)



7 施設の概要 (令和6.4.1現在)

(1) と畜場の概要

管轄検査所		県北食肉衛生検査所	
		区分	と畜場番号
名称		(株)茨城県中央食肉公社	
経営主体		株式会社	
所在地		〒311-3155 東茨城郡茨城町下土師1975	
電話番号		029(292)6811	
FAX番号		029(292)6895	
許可年月日		昭和56年8月17日	
規模	敷地面積		113,562㎡
	建物面積(延)		10,864.46㎡
	処理能力	大動物	100頭/日
		小動物	1,600頭/日
汚水処理施設	処理能力		2,000 t / 日
	処理方法		活性汚泥法
	放流先		涸沼川

管轄検査所		県 南 食 肉 衛 生 検 査 所					
区 分	と畜場番号	13	15	16	17	18	35
名 称		竜ヶ崎食肉センター	取手食肉センター	茨城県畜産センター 養豚研究所	茨城協同食肉（株）	土浦食肉（協）	全農飼料畜産 中央研究所と畜場
経 営 主 体		協同組合	株式会社	茨城県	株式会社	協同組合	農業協同組合
所 在 地		〒301-0004 龍ヶ崎市馴馬町字亀の下 余郷341-1	〒302-0002 取手市長兵衛新田 238-8	〒300-0508 稲敷市佐倉3240	〒300-0841 土浦市中626	〒300-0048 土浦市田中2丁目16-1	〒300-4204 つくば市作谷 1708-2
電 話 番 号		0297(62)7334	0297(73)2901	029(892)2903	029(841)0879	029(821)1484	029(869)0171
F A X 番 号		0297(62)7334	0297(74)2983	029(892)3384	029(841)0889	029(823)8313	029(869)0031
許 可 年 月 日		昭和47年12月25日	昭和42年7月1日	平成24年3月23日	昭和39年8月11日	昭和42年4月24日	平成13年12月21日
規 模	敷 地 面 積	10,239㎡	16,314㎡	93,059㎡	15,939㎡	6,405㎡	356,707㎡
	建 物 面 積（延）	1,329㎡	1,933㎡	204.6㎡	2,904㎡	1,149㎡	431.5㎡
模 式	処 理 能 力	大 動 物					
		小 動 物	800頭/日	1,200頭/日	10頭/日	1,200頭/日	610頭/日
汚 水 処 理 施 設	処 理 能 力	700 t / 日	1,800 t / 日	20 t / 日	1,300 t / 日	720 t / 日	100 t / 日
	処 理 方 法	活性汚泥法 (脱窒素併用)	活性汚泥法	生物膜法	活性汚泥法 (脱窒素併用)	活性汚泥法	活性汚泥法
	放 流 先	江川・公共下水 (最大700t/日) 併用	利根川	—※1	花室川※2・公共下水	新川※3・公共下水 (最大300t/日) 併用	小貝川

※1 蒸発散槽（敷地内） ※2 霞ヶ浦流入河川 ※3 霞ヶ浦流入河川

管轄検査所		県 西 食 肉 衛 生 検 査 所			
区 分	と畜場番号	25	28	29	33
名 称		筑西食肉センター	(独) 家畜改良センター 茨城牧場	下妻地方食肉 (協)	茨城協同食肉 (株) 下妻事業所
経 営 主 体		株式会社	独立行政法人	協同組合	株式会社
所 在 地		〒308-0855 筑西市下川島651	〒308-0112 筑西市藤ヶ谷2330	〒304-0052 下妻市二本紀1142	〒304-0056 下妻市長塚897-1
電 話 番 号		0296(32)4141	0296(37)6511	0296(44)2930	0296(44)2143
F A X 番 号		0296(33)1380	0296(20)3020	0296(44)2074	0296(44)6298
許 可 年 月 日		令和5年4月1日	平成13年3月30日	昭和48年10月26日	昭和44年2月5日
規 模	敷 地 面 積	28,737㎡	277,056㎡	11,699.19㎡	20,532㎡
	建 物 面 積 (延)	6,762㎡	317.02㎡	2,452㎡	5,998.77㎡
模 式	処 理 能 力	大 動 物	90頭/日	20頭/日	
		小 動 物	1,000頭/日	40頭/日	810頭/日
汚 水 処 理 施 設	処 理 能 力	2,000 t / 日	60 t / 日	800 t / 日	1,054 t / 日
	処 理 方 法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法
	放 流 先	鬼怒川	小貝川	鬼怒川	鬼怒川

(2) 食鳥処理場の概要

管轄検査所		西 食 肉 衛 生 検 査 所								
区 分		県	西	食	肉	衛	生	検	査	所
名 称		エスファクトリー千葉 (株) 岩瀬工場		(株) 境食鳥		(株) 三和食鶏		(株) 高井産業		
経 営 主 体		株式会社		株式会社		株式会社		株式会社		
所 在 地		〒309-1455 桜川市水戸210		〒306-0414 猿島郡境町内門655		〒306-0103 古河市長左エ門新田889		〒306-3561 結城郡八千代町平塚4534-3		
電 話 番 号		0296(75)4151		0280(87)0038		0280(78)1129		0296(48)2264		
F A X 番 号		0296(75)4168		0280(86)7038		0280(78)2304		0296(48)2841		
許 可 年 月 日		平成4年3月16日		平成4年3月23日		平成4年3月23日		平成5年3月1日		
規 模	敷 地 面 積	3,200㎡		22,000㎡		6,000㎡		13,556㎡		
	建 物 面 積 (延)	2,127㎡		4,500㎡		2,200㎡		2,389㎡		
汚 水 処 理 施 設	処 理 能 力	400 t / 日		700 t / 日		600 t / 日		600 t / 日		
	処 理 方 法	活性汚泥法・脱窒素 (3次処理)		活性汚泥法		活性汚泥法		活性汚泥法		
	放 流 先	※桜川		利根川		西仁連川		飯沼川		

※霞ヶ浦流入河川

8 と畜場の使用料、解体料一覧

(令和6.4.1現在)

管轄 検査所	と畜場 番号	と畜場名	牛	※とく	馬	豚	めん羊	山羊
県 北	34	(株)茨城県中央食肉公社	5,500	3,500	5,500	1,200 (2,000)	2,300	2,300
			3,000	100kg以上 2,500 100kg未満 2,000	3,000	700 (2,700)	600	600
県 南	13	竜ヶ崎食肉センター				1,350 (2,300)		
						600 (1,600)		
	15	取手食肉センター				1,300 (1,700)		
						600 (雌:1,600) (雄:2,100)		
17	茨城協同食肉(株)				1,210			
					530 (2,490)			
18	土浦食肉(協)				1,350 (2,300)			
					500			
県 西	25	筑西食肉センター	8,000	6,000	8,000	1,060 (2,000)		
			3,300	2,800	3,300	500 (1,000)		
29	下妻地方食肉(協)		8,400	1,360	6,420	1,360		
			2,250	350	2,250	350 (雌: 850) (雄:1,850)		
33	茨城協同食肉(株)下妻事業所					1,210		
						530 (2,490)		

上段:使用料
下段:解体料

※とく:生後1年未満の牛

() 大貫

単位:円(税抜き)

第2章 と畜検査事業

1 と畜検査事業

(1) 検査頭数

令和5年度の茨城県内のと畜検査頭数は、1,115,680頭（県北:314,333頭、県南:458,477頭、県西:342,870頭）で、前年度（1,207,080頭）より91,400頭（7.6%）減少した。

牛は32,364頭（前年度28,704頭）で、3660頭（12.8%）増加した。とくは1,295頭（前年度1,320頭）で、25頭（1.9%）減少した。豚は1,081,991頭（前年度1,177,050頭）で、95,059頭（8.1%）減少した。また馬29頭（前年度6頭）、めん羊0頭（前年度0頭）、山羊1頭（前年度0頭）であった。

(2) 検査結果に基づく処置状況

全部廃棄は1,000頭（牛180頭、とく1頭、豚819頭）で前年度より209頭減少した。

このうち主な疾病は牛においては腫瘍109頭（うち牛伝染性リンパ腫107頭）、敗血症46頭、豚においては敗血症536頭、膿毒症214頭であった。

一部廃棄は実頭数749,715頭で、各畜種のと畜検査頭数に対する比は牛39.1%、豚68.1%であった

(3) 精密検査(BSEは除く)

精密検査を実施した頭数は485頭（牛196頭、とく2頭、豚287頭）であった。主な検査疾病名は牛においては腫瘍110頭、敗血症51頭、豚においては敗血症219頭、豚丹毒53頭であった。

(4) 衛生対策

と畜場法の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、各と畜場に対し、HACCPに沿った衛生管理の導入を支援した。なお、本県独自の「いばらきハサップ」の認証を、(株)茨城県中央食肉公社が平成29年3月に牛枝肉加工工程、令和3年3月に豚枝肉加工工程について取得し、家畜改良センターが平成30年3月に豚枝肉加工工程について取得している。

また、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づく衛生点検等を実施するとともに、「茨城県食品衛生監視指導計画」に基づく計画的な監視指導を実施した。

(5) BSEスクリーニング検査

平成13年9月に本国において1頭目のBSE感染牛が確認され、10月18日から牛全頭のBSEスクリーニング検査を開始した。平成15年9月には、茨城県で陽性牛(非定型BSE)が1件確認された。関係省令の改正に伴い、平成29年4月1日からは食肉として処理される24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛について、スクリーニング検査を県西食肉衛生検査所に集約して行っている。令和5年度の実施頭数は0頭であった。

(6) と畜検査補助事業の委託

本県は全国有数の養豚県で、検査員の人数に対してと畜場及びと畜検査頭数が非常に多いため、検査の適正化を図るため、令和5年度も引き続きと畜検査補助業務を(公社)茨城県獣医師会に委託した。

2 病畜等の緊急と畜検査体制

(株)茨城県中央食肉公社において、病畜のと畜申請の受付を平日の午後3時まで行っており、令和5年度の病畜のと畜検査頭数は556頭（牛328頭、とく4頭、豚224頭）であった。

3 令和5年度と畜検査頭数

茨城県

(単位：頭)

畜種 月	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	計						
4	1,220	1,406	2,626	146	3	86,889		1	89,665
5	1,031	1,414	2,445	131	4	91,064			93,644
6	995	1,581	2,576	153	1	85,587			88,317
7	1,226	1,545	2,771	93	3	77,296			80,163
8	918	1,585	2,503	100	2	82,060			84,665
9	1,053	1,696	2,749	95	2	83,683			86,529
10	1,241	1,709	2,950	90	2	96,867			99,909
11	1,249	1,825	3,074	102	3	102,208			105,387
12	1,274	1,499	2,773	119	5	99,701			102,598
1	1,161	1,549	2,710	68	2	95,321			98,101
2	948	1,601	2,549	74	2	91,959			94,584
3	1,041	1,597	2,638	124		89,356			92,118
計	13,357	19,007	32,364	1,295	29	1,081,991	0	1	1,115,680

(1) 県北食肉衛生検査所

(単位：頭)

畜種 月	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	計						
4	571	305	876	39		24,712		1	25,628
5	562	235	797	41		24,066			24,904
6	458	284	742	33		23,238			24,013
7	605	287	892	30		22,175			23,097
8	418	334	752	26		22,134			22,912
9	524	337	861	29		24,092			24,982
10	619	342	961	35		28,381			29,377
11	676	382	1,058	34		28,499			29,591
12	736	313	1,049	32		28,206			29,287
1	601	370	971	32		27,380			28,383
2	485	337	822	22		25,577			26,421
3	517	299	816	26		24,896			25,738
計	6,772	3,825	10,597	379	0	303,356	0	1	314,333

(2) 県南食肉衛生検査所

(単位：頭)

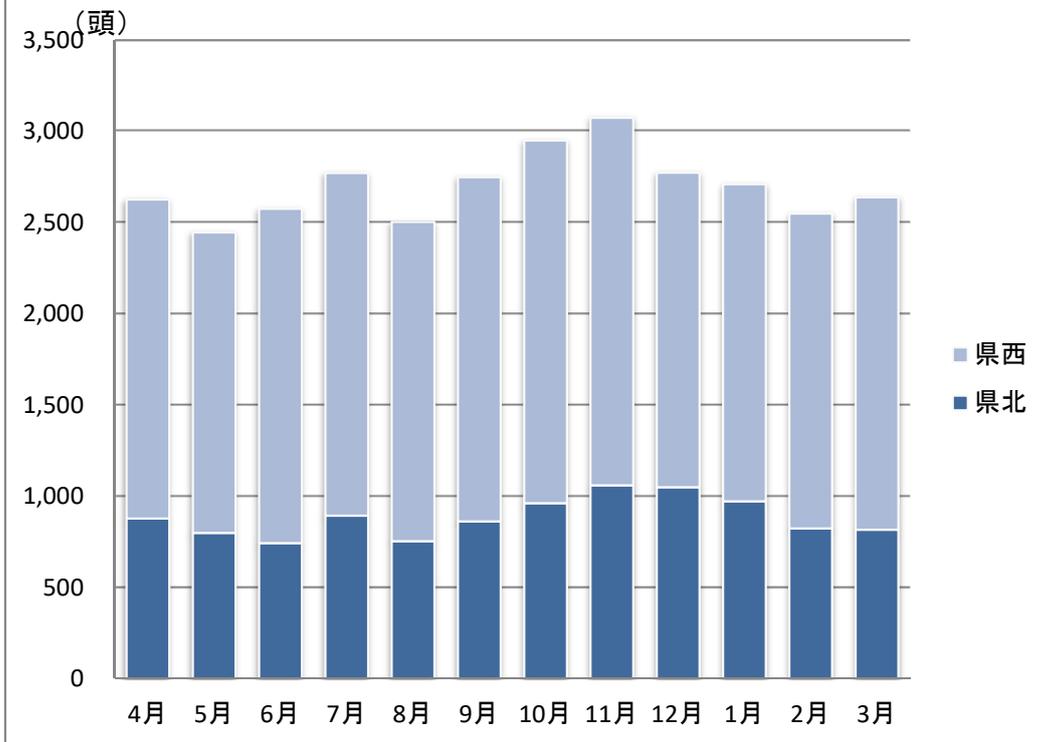
畜種 月	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	計						
4						36,820			36,820
5						40,425			40,425
6						37,025			37,025
7						32,260			32,260
8						34,621			34,621
9						33,195			33,195
10						39,531			39,531
11						43,568			43,568
12						43,227			43,227
1						40,227			40,227
2						39,261			39,261
3						38,317			38,317
計	0	0	0	0	0	458,477	0	0	458,477

(3) 県西食肉衛生検査所

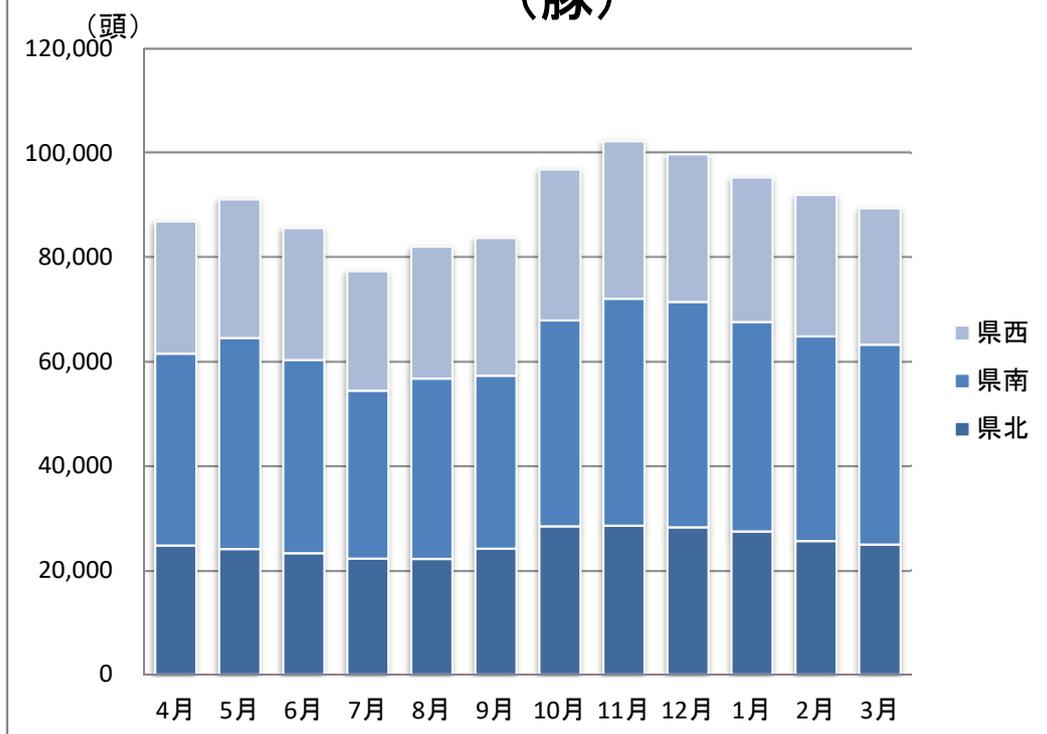
(単位：頭)

畜種 月	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	計						
4	649	1,101	1,750	107	3	25,357			27,217
5	469	1,179	1,648	90	4	26,573			28,315
6	537	1,297	1,834	120	1	25,324			27,279
7	621	1,258	1,879	63	3	22,861			24,806
8	500	1,251	1,751	74	2	25,305			27,132
9	529	1,359	1,888	66	2	26,396			28,352
10	622	1,367	1,989	55	2	28,955			31,001
11	573	1,443	2,016	68	3	30,141			32,228
12	538	1,186	1,724	87	5	28,268			30,084
1	560	1,179	1,739	36	2	27,714			29,491
2	463	1,264	1,727	52	2	27,121			28,902
3	524	1,298	1,822	98	0	26,143			28,063
計	6,585	15,182	21,767	916	29	320,158	0	0	342,870

令和5年度月別と畜検査頭数 (牛)



令和5年度月別と畜検査頭数 (豚)



4 と畜場別・月別と畜検査頭数

(1) 県北食肉衛生検査所

(単位：頭)

と畜場名	畜種 牛			とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合 計
	肉 用	乳 用	計						
(株) 茨城県 中央食肉公社	6,772	3,825	10,597	379	0	303,356	0	1	314,333

月 別

(単位：頭)

と畜場名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
(株) 茨城県 中央食肉公社		25,628	24,904	24,013	23,097	22,912	24,982	29,377	29,591	29,287	28,383	26,421	25,738	314,333

(2) 県南食肉衛生検査所

(単位：頭)

畜種 と畜場名	牛			とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合 計
	肉 用	乳 用	計						
竜ヶ崎食肉センター						113,249			113,249
取手食肉センター						193,398			193,398
茨城協同食肉(株)						140,337			140,337
土浦食肉(協)						11,141			11,141
全農飼料畜産中央研究所						352			352
茨城県畜産センター 養豚研究所						0			0
計	0	0	0	0	0	458,477	0	0	458,477

月 別

(単位：頭)

月 と畜場名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
竜ヶ崎食肉センター	8,432	9,783	9,328	7,725	9,192	8,300	9,673	10,335	10,533	10,239	10,072	9,637	113,249
取手食肉センター	15,970	16,833	15,482	13,193	13,638	13,552	16,574	19,316	19,014	16,697	16,409	16,720	193,398
茨城協同食肉(株)	8,630	9,939	8,643	11,326	11,768	11,319	13,272	13,885	13,640	13,233	12,736	11,946	140,337
土浦食肉(協)	3,765	3,847	3,529	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,141
全農飼料畜産中央研究所	23	23	43	16	23	24	12	32	40	58	44	14	352
茨城県畜産センター 養豚研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	36,820	40,425	37,025	32,260	34,621	33,195	39,531	43,568	43,227	40,227	39,261	38,317	458,477

(3) 県西食肉衛生検査所

(単位：頭)

畜種 と畜場名	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
	肉用	乳用	計						
筑西食肉センター	5,098	15,182	20,280	915	29	11,606			32,830
下妻地方食肉(協)	1,487		1,487	1		135,306			136,794
茨城協同食肉(株) 下妻事業所						173,246			173,246
(独)家畜改良センター 茨城牧場									0
計	6,585	15,182	21,767	916	29	320,158	0	0	342,870

月別

(単位：頭)

月 と畜場名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	筑西食肉センター	2,118	2,106	2,559	2,869	2,819	2,850	3,073	3,023	2,697	2,751	2,936	
下妻地方食肉(協)	10,928	11,572	10,849	9,694	10,279	10,796	12,298	13,277	11,794	12,028	12,015	11,264	136,794
茨城協同食肉(株) 下妻事業所	14,171	14,637	13,871	12,243	14,034	14,706	15,630	15,928	15,593	14,712	13,951	13,770	173,246
(独)家畜改良センター 茨城牧場													0
計	27,217	28,315	27,279	24,806	27,132	28,352	31,001	32,228	30,084	29,491	28,902	28,063	342,870

(1) 県北食肉衛生検査所

(単位：頭)

畜種	検査頭数	処分内訳	実頭数	疾病別頭数																				計					
				細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病											
				炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	中毒諸症	に炎症又は汚染物	変性又は萎縮	その他
牛	10,597	禁止 全部廃棄 一部廃棄	94 5,212						12						18	2			27	22	1		※44		4,457	991	1,246	94 6,726	
とく	379	禁止 全部廃棄 一部廃棄	1 275																	1					269	18	3	1 290	
馬		禁止 全部廃棄 一部廃棄																											
豚	303,356	禁止 全部廃棄 一部廃棄	420 187,509		4	9													91	304		11		1		187,509	2,185	5,965	420 211,065
めん羊		禁止 全部廃棄 一部廃棄																											
山羊	1	禁止 全部廃棄 一部廃棄																											
合計	314,333	禁止 全部廃棄 一部廃棄	515 192,996		4	9			12	2,651					18	12,757			91	331	23	12		45		192,235	3,194	7,214	515 218,081

※ 腫瘍として廃棄したもののうち牛伝染性リンパ腫と判定したものは 44 頭

6 病畜の疾病別分類

茨城県（県北食肉衛生検査所）

（単位：頭）

判定病名	畜種	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計	
全部廃棄	豚丹毒									
	トキソプラズマ病									
	膿毒症					9			9	
	敗血症		7			5			12	
	尿毒症	3							3	
	高度の黄疸	1							1	
	高度の水腫									
	腫瘍その他	8	7						15	
小計		12	14			14			40	
一部廃棄	呼吸器系	心嚢・外膜炎	1	1			2			4
		胸膜炎								
		肺炎	2				4			6
	消化器系	胃腸炎	1	1						2
		食滞								
		第四胃変位		1						1
		鼓脹症								
		肝炎	2				2			4
		肝膿瘍								
		脂肪肝炎					2			2
		肝硬変								
		富脈斑								
		腹膜炎	1	1						2
		直腸脱								
	寄生肝蛭症									
	その他									
	泌尿生殖器系	腎炎	1				1			2
		膀胱炎			1		2			3
		尿管石症								
		子宮内膜炎		1						1
		膣・子宮脱								
		乳房炎								
	運動器系	難産	1							1
		その他								
		関節炎	24	67	1		55			147
		骨折	15	10			16			41
		脱臼	16	81	1		24			122
		筋炎			1					1
		筋変性	1	1						2
		蹄炎					1			1
	膿瘍	1	2			12			15	
	その他									
その他	起立不能症	44	22			88			154	
	産後起立不能									
	脂肪壊死症	1							1	
	放線菌症									
	軽度の黄疸									
	奇形					1			1	
抗酸菌症										
その他	3							3		
小計		114	188	4		210			516	
合計		126	202	4		224			556	

※上記数字は、4. 獣畜の疾病別とさつ禁止及び廃棄頭数（1）県北食肉衛生検査所の件数の一部再計上です。

7 と畜場において発見された主な人獣共通感染症

茨城県

(単位：頭)

疾病名 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
豚 丹 毒	3	3	4	1	2		1	4		3	3	8	32
計	3	3	4	1	2		1	4		3	3	8	32

(1) 県北食肉衛生検査所

ア. 豚丹毒

(単位：頭)

と畜場名 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
(株) 茨城県中央食肉公社	1		1								1	1	4

(2) 県南食肉衛生検査所

ア. 豚丹毒

(単位：頭)

と畜場名 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
竜ヶ崎食肉センター													
取手食肉センター		1	3	1	1		1	1		3	1	2	14
茨城協同食肉(株)	2	1			1			3				5	12
土浦食肉(協)													
全農飼料畜産中央研究所													
茨城県畜産センター養豚研究所													
計	2	2	3	1	2		1	4		3	1	7	26

(3) 県西食肉衛生検査所

ア. 豚丹毒

(単位：頭)

と畜場名 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
筑西食肉センター													
下妻地方食肉(協)											1		1
茨城協同食肉(株)下妻事業所		1											1
(独)家畜改良センター茨城牧場													
計		1									1		2

8 と畜場法に基づく検査

(1) 精密検査実施状況

茨城県

畜種	検査項目 疾病名	精密検査頭数(頭)	延べ検査件数(件)	精密検査項目									全部廃棄頭数(頭)	一部廃棄頭数(頭)	
				細菌検査(件)	遺伝子検査(件)	病理検査(件)	理化検査(件)	血液検査(件)	寄生虫検査(件)	BSE検査(件)	抗菌性物質検査				
											簡易法(件)	系統別推定法(件)			同定定量(件)
牛	敗血症	51	417	306			3				102	4	2	44	7
	黄疸	7	33	12			7				14			1	6
	尿毒症	28	86				28				54	2	2	22	6
	腫瘍	108	1,710		540	1,080					90			107	1
	その他の有害物質の残留	2	30		10	20								2	
	※BSEスクリーニング検査														
	その他														
小計	196	2,276	318	550	1,100	38				260	6	4	176	20	
とく	敗血症														
	黄疸	1	3				1				2				1
	尿毒症	1	3				1				2			1	
	腫瘍														
	その他の有害物質の残留														
	その他														
	小計	2	6				2				4			1	1
豚	敗血症	219	1,746	1,290							438	10	8	166	53
	豚丹毒	12	108	72	12						24			12	
	心内膜炎型	24	160	72	36						48	2	2	18	6
	関節炎型	17	106	68	4						34			2	15
	敗血症型														
	サルモネラ症	11	66	44							22			9	2
	抗酸菌症														
	黄疸	4	12				4				8			2	2
	尿毒症														
	腫瘍														
	トキソプラズマ病														
その他の有害物質の残留															
その他															
小計	287	2,198	1,546	52		4				574	12	10	209	78	
その他の獣畜	敗血症														
	黄疸														
	その他の有害物質の残留														
	その他														
小計															
合計	485	4,480	1,864	602	1,100	44				838	18	14	386	99	

※BSEスクリーニング検査は県西食肉衛生検査所に集約

1) 県北食肉衛生検査所

畜種	検査項目 疾病名	精密検査頭数(頭)	延べ検査件数(件)	精密検査項目									全部廃棄頭数(頭)	一部廃棄頭数(頭)	
				細菌検査(件)	遺伝子検査(件)	病理検査(件)	理化学検査(件)	血液検査(件)	寄生虫検査(件)	BSE検査(件)	抗菌性物質検査				
											簡易法(件)	系統別推定法(件)			同定定量(件)
牛	敗血症	33	273	198			3				66	4	2	27	6
	黄疸	5	27	12			5				10			1	4
	尿毒症	28	86				28				54	2	2	22	6
	腫瘍	45	765		225	450					90			44	1
	腫瘍 牛伝染性リンパ腫 その他の														
	有害物質の残留														
	BSEスクリーニング検査 その他の														
小計	111	1,151	210	225	450	36				220	6	4	94	17	
とく	敗血症														
	黄疸	1	3				1				2				1
	尿毒症	1	3				1				2			1	
	腫瘍														
	腫瘍 牛伝染性リンパ腫 その他の														
	有害物質の残留 その他の														
小計	2	6				2				4			1	1	
豚	敗血症	50	384	276							100	4	4	12	38
	豚丹毒	3	27	18	3						6			3	
	豚丹毒 心内膜炎型														
	豚丹毒 毒麻疹型														
	豚丹毒 関節炎型	1	8	4	2						2			1	
	豚丹毒 敗血症型														
	サルモネラ症	11	66	44							22			9	2
	抗酸菌症														
	黄疸	1	3				1				2			1	
	尿毒症														
腫瘍															
トキソプラズマ病															
有害物質の残留 その他の															
小計	66	488	342	5		1				132	4	4	26	40	
その他の獣畜	敗血症														
	黄疸														
	有害物質の残留 その他の														
	小計														
合計		179	1,645	552	230	450	39				356	10	8	121	58

2) 県南食肉衛生検査所

畜種	検査項目 疾病名	精密検査頭数(頭)	延べ検査件数(件)	精密検査項目									全部廃棄頭数(頭)	一部廃棄頭数(頭)			
				細菌検査(件)	遺伝子検査(件)	病理検査(件)	理化学検査(件)	血液検査(件)	寄生虫検査(件)	BSE検査(件)	抗菌性物質検査						
											簡易法(件)	系統別推定法(件)			同定定量(件)		
牛	敗血症																
	黄疸																
	尿毒症																
	腫瘍	牛伝染性リンパ腫															
		その他の															
		有害物質の残留															
		BSEスクリーニング検査															
とく	敗血症																
	黄疸																
	尿毒症																
	腫瘍	牛伝染性リンパ腫															
		その他の															
		有害物質の残留															
		その他の															
豚	敗血症	62	498	372								124	2		56	6	
	豚丹毒	心内膜炎型	8	72	48	8							16			8	
		麻疹型	21	143	63	34							42	2	2	17	4
		関節炎型	16	98	64	2							32			1	15
		敗血症型															
		サルモネラ症															
		抗酸菌症															
		黄疸	1	3					1				2			1	
		尿毒症															
		腫瘍															
		トキソプラズマ病															
	有害物質の残留																
	その他の																
	小計	108	814	547	44		1					216	4	2	83	25	
その他の獣畜	敗血症																
	黄疸																
	有害物質の残留																
	その他の																
	小計																
合計		108	814	547	44		1					216	4	2	83	25	

3) 県西食肉衛生検査所

畜種	検査項目 疾病名	精密検査頭数 (頭)	延べ検査件数 (件)	精密検査項目									全部廃棄頭数 (頭)	一部廃棄頭数 (頭)			
				細菌検査 (件)	遺伝子検査 (件)	病理検査 (件)	理化学検査 (件)	血液検査 (件)	寄生虫検査 (件)	BSE検査 (件)	抗菌性物質検査						
											簡易法 (件)	系統別推定法 (件)			同定定量 (件)		
牛	敗血症	18	144	108								36			17	1	
	黄疸	2	6				2					4				2	
	尿毒症																
	腫瘍	牛伝染性リンパ腫	63	945		315	630								63		
		その他の	2	30		10	20								2		
		有害物質の残留															
		BSEスクリーニング検査															
		その他の															
	小計	85	1,125	108	325	650	2					40			82	3	
とく	敗血症																
	黄疸																
	尿毒症																
	腫瘍	牛伝染性リンパ腫															
		その他の															
		有害物質の残留															
豚	敗血症	107	864	642								214	4	4	98	9	
	豚丹毒	心内膜炎型	1	9	6	1						2			1		
		麻疹型	3	17	9	2						6			1	2	
		関節炎型															
		敗血症型															
		サルモネラ症															
		抗酸菌症															
		黄疸	2	6				2					4				2
		尿毒症															
		腫瘍															
	トキソプラズマ病																
	有害物質の残留																
	その他の																
	小計	113	896	657	3		2					226	4	4	100	13	
その他の獣畜	敗血症																
	黄疸																
	有害物質の残留																
	その他の																
	小計																
合計		198	2,021	765	328	650	4					266	4	4	182	16	

(2) と畜場における枝肉の微生物試験（切り取り検査）

令和2年5月28日付け生食発0528第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づき行った。

検査所名	畜種	切り取り部位	検体数
県北	牛	胸部	60
	豚	胸部	60
県南	豚	頸部	125
		胸部	55
県西	牛	胸部	80
	豚	頸部	135

※ 検査項目：一般細菌数、腸内細菌科菌群数

9 食品衛生法に基づく検査

(1) 食品中の残留有害物質モニタリング検査

令和5年4月26日付生衛第178号「令和5年度食品中の動物用医薬品検査の実施について」に基づき、原則として県内産の牛及び豚について検査を実施した。

残留抗菌性物質の検査結果

(陽性頭数/検査頭数)

	畜種	抗生物質 簡易法	抗生物質 ※1	合成抗菌剤 ※2	寄生虫 駆除剤 ※3	鎮静剤 ※4	止瀉剤 ※5	抗炎症剤 ※6
県北	牛	0/25	0/25	0/25	0/25			
	豚	0/30	1/30	0/30	0/30			
県南	豚	0/30	0/30	0/30	0/30			
県西	牛	0/20	0/20	0/20	0/20	0/20	0/20	0/20
	豚	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30

※1 県北・県南：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン

県西：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、チアムリン

※2 県北・県南：スルファジミジン、スルファドキシシン、スルファモノメトキシシン、スルファジメトキシシン、スルファキノキサリン
オルメトプリム、トリメトプリム、ピリメタミン(牛を除く)

県西：チアンフェニコール、ジニトルミド、ピリメタミン、トリメトプリム、オルメトプリム、スルファキノキサリン、
スルファジミジン、スルファドキシシン、バルネムリン

※3 県北・県南：レバミゾール

県西：チアベンダゾール

※4 県西：マホプラジン

※5 県西：メンプトン

※6 県西：フルニキシシン

(2) 食品中の残留抗菌性物質検査

と畜検査により保留となった獣畜を対象として実施した。

検査方法は、令和5年5月19日付薬生食基発0519第1号及び薬生食監発0519第1号「食品中の有害化学物質等の検査結果調査及び畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施について」に準拠した。陽性頭数は、簡易検査法で陽性となり、薬剤の同定もしくは薬剤の系統が同定されたものについて計上した。

残留抗菌性物質検査実施頭数及び検査結果

(単位：頭)

		牛		とく	その他	豚	合計
		乳用	肉用				
県北	検査実施頭数	46	65	2		66	179
	陽性頭数（筋肉陽性頭数）	0 (0)	2 (2)	0 (0)		2 (1)	4 (3)
	廃棄処分頭数（食品衛生法による廃棄処分頭数）	0 (0)	1 (0)	0 (0)		0 (0)	1 (0)
県南	検査実施頭数					108	108
	陽性頭数（筋肉陽性頭数）					2 (1)	2 (1)
	廃棄処分頭数（食品衛生法による廃棄処分頭数）					2 (0)	2 (0)
県西	検査実施頭数	20				113	133
	陽性頭数（筋肉陽性頭数）	0 (0)				1 (1)	1 (1)
	廃棄処分頭数（食品衛生法による廃棄処分頭数）	0 (0)				1 (0)	1 (0)
合計	検査実施頭数	66	65	2		287	420
	陽性頭数（筋肉陽性頭数）	0 (0)	2 (2)	0 (0)		5 (3)	7 (5)
	廃棄処分頭数（食品衛生法による廃棄処分頭数）	0 (0)	1 (0)	0 (0)		3 (0)	4 (0)

(3) 食品検査施設における検査等の業務管理(GLP)について

平成9年4月1日から、食品衛生法により行う検査等に関する業務管理(GLP)の実施が義務づけられた。

本県では、「茨城県食品衛生検査施設業務管理組織等要綱」を制定し、検査に関する業務管理を実施した。

また、平成9年度より理化学検査及び微生物学検査について食品衛生外部精度管理調査に参加している。

10 BSE検査

BSEスクリーニング検査実績状況

茨城県

	と畜頭数 (牛、とく)	検査対象 牛(頭) ※1	その他の 牛(頭) ※2	検査頭数	検査割合 (%)	陽性頭数		陰性頭数
						スクリーニ ング検査	確定検査	
H26年度	26,809	10,733	16	10,749	40			10,749
H27年度	25,253	11,128	10	11,138	44			11,138
H28年度	25,105	10,833	1	10,834	43			10,834
H29年度	31,764	3		3	0.009			3
H30年度	34,069			0				
H31年度	36,562			0				
R 2年度	26,339			0				
R 3年度	25,451			0				
R 4年度	30,024			0				
R 5年度	33,659			0				

※1 検査対象月齢は以下のとおりである

平成13年10月18日～平成25年6月30日：全月齢

平成25年 7月 1日～平成29年3月31日：48ヶ月齢超

平成29年 4月 1日～

：24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において

運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の

神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛

※2 生後48ヶ月齢以下で、生体検査においてBSEスクリーニング検査が必要と判断された牛

(1) 県北食肉衛生検査所

	と畜頭数 (牛、とく)	検査対象 牛(頭) ※1	その他の 牛(頭) ※2	検査頭数	検査割合 (%)	陽性頭数		陰性頭数
						スクリーニ ング検査	確定検査	
H26年度	13,045	2,368	2	2,370	18			2,370
H27年度	11,589	2,544	6	2,550	22			2,550
H28年度	10,834	2,421	1	2,422	22			2,422
H29年度	17,260	2		2	0.012			2
H30年度	19,495			0				
H31年度	21,554			0				
R 2年度	10,696			0				
R 3年度	9,920			0				
R 4年度	10,357			0				
R 5年度	10,976			0				

(2) 県南食肉衛生検査所

※平成21年度以降牛の処理は行われていない。

(3) 県西食肉衛生検査所

	と畜頭数 (牛、とく)	検査対象 牛(頭) ※1	その他の 牛(頭) ※2	検査頭数	検査割合 (%)	陽性頭数		陰性頭数
						スクリーニ ング検査	確定検査	
H26年度	13,764	8,365	14	8,379	61			8,379
H27年度	13,664	8,584	4	8,588	63			8,588
H28年度	14,271	8,412		8,412	59			8,412
H29年度	14,504	1		1	0.007			1
H30年度	14,574			0				
H31年度	15,008			0				
R 2年度	15,643			0				
R 3年度	15,531			0				
R 4年度	19,667			0				
R 5年度	22,683			0				

第3章 食鳥検査事業

1 食鳥検査事業

(1) 検査体制

現在、県内の大規模食鳥処理施設は4施設あり、県西食肉衛生検査所が全てを所管している。処理羽数及び処理時間に応じて1名ないし2名の検査体制で対応しており、成鶏3処理場にCCTV（モニターカメラ）を設置するなど、検査業務の効率化を図っている。なお、認定小規模食鳥処理場については、保健所が管轄している。

(2) 検査羽数及び検査結果に基づく処置状況

令和5年度の検査総数は21,405,570羽（前年度21,853,006羽）で447,436羽（2.0%）減少した。ブロイラーは2,757,420羽（前年度2,949,094羽）で191,674羽（6.5%）減少した。

ブロイラー解体禁止：26,827羽（前年度21,098羽）

主な疾病は、削瘦及び発育不良16,879羽、腹水症4,859羽、放血不良4,188羽などであった。

（前年度：削瘦及び発育不良15,285羽、腹水症4,474羽、出血722羽）

ブロイラー全部廃棄：7,321羽（前年度6,285羽）

主な疾病は、腹水症3,664羽、大腸菌症1,957羽、敗血症1,066羽などであった。

（前年度：腹水症3,270羽、大腸菌症1,899羽、敗血症795羽）

成鶏は18,648,150羽（前年度18,903,912羽）で255,762羽（1.4%）減少した。

成鶏解体禁止：51,123羽（前年度78,471羽）

主な疾病は、腹水症14,397羽、削瘦及び発育不良11,073羽、放血不良10,929羽などであった。

（前年度：腹水症26,861羽、削瘦及び発育不良17,450羽、放血不良16,464羽）

成鶏全部廃棄：26,032羽（前年度31,316羽）

主な疾病は、腫瘍11,756羽、削瘦及び発育不良2,233羽、腹水症492羽などであった。

（前年度：腫瘍12,220羽、削瘦及び発育不良2,190羽、腹水症1,204羽）

(3) 衛生対策

食鳥処理法の改正に伴い、HACCPに基づく衛生管理が導入されたことから、食鳥処理業者に対し、HACCPプランが適正に運用されているか監視指導を実施した。なお、本県独自の「いばらきハサップ」の認証を、(株)三和食鶏が平成29年1月に、(株)高井産業が平成30年3月に取得している。

また、食鳥処理場に対し、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づく毎日の衛生点検を実施するとともに、「茨城県食品衛生監視指導計画」に基づく計画的な監視指導の実施により、施設設備の衛生確保及び食鳥処理に係る衛生管理の向上を図った。また、食鳥とたいの切り取り検査及び設備機器等の拭き取りATP検査等を実施し、その検査結果等を踏まえた衛生指導や衛生講習会を開催することにより、従事者の衛生意識の向上を図った。

(4) 残留抗菌性物質モニタリング検査

安全な食鳥肉の供給を図るため、「食鳥肉の残留抗菌性物質モニタリング検査実施要領」に基づき、食鳥肉等における動物用医薬品の検査を実施した。

(5) 高病原性鳥インフルエンザ対策

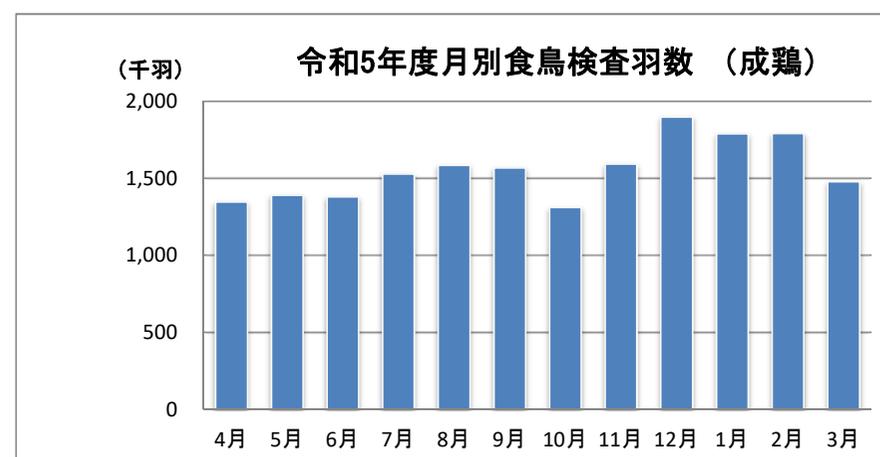
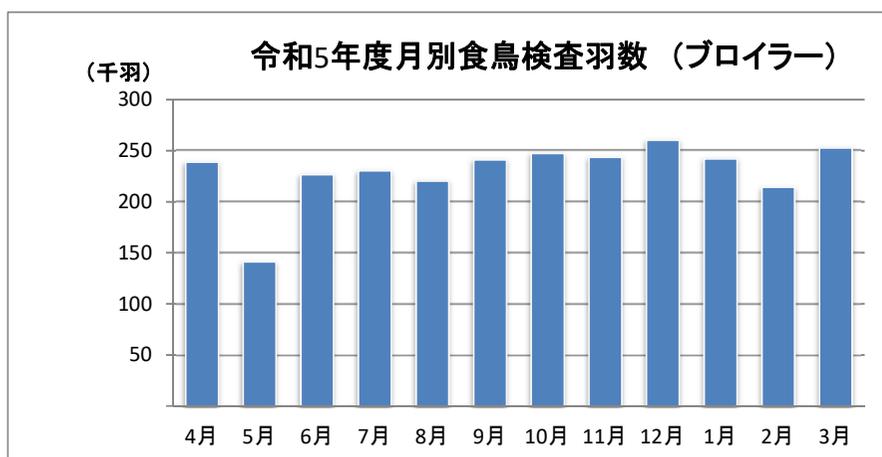
高病原性鳥インフルエンザ対策として、食鳥処理業者に対し、集鳥時における異常の有無の確認を行うよう指導し、食鳥処理場への高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏の搬入防止を図るとともに、「茨城県食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査実施要領」に基づき食鳥処理場での異常鶏発生時等における検査体制の強化を図った。

2 令和5年度食鳥検査羽数

茨城県(県西食肉衛生検査所)

(単位：羽)

鶏種 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
ブロイラー	238,654	141,180	226,398	230,175	220,260	241,024	247,407	243,412	260,074	242,032	214,092	252,712	2,757,420
成鶏	1,346,651	1,389,154	1,377,819	1,528,445	1,584,238	1,567,119	1,308,696	1,591,436	1,897,197	1,789,570	1,790,966	1,476,859	18,648,150
あひる													
七面鳥													
計	1,585,305	1,530,334	1,604,217	1,758,620	1,804,498	1,808,143	1,556,103	1,834,848	2,157,271	2,031,602	2,005,058	1,729,571	21,405,570



3 食鳥処理場別食鳥検査羽数

茨城県（県西食肉衛生検査所）

処理場別

（単位：羽）

項目 処理場名	検査羽数				
	ブロイラー	成 鶏	あひる	七面鳥	計
境 食 鳥		6,809,832			6,809,832
三 和 食 鶏		7,131,761			7,131,761
高 井 産 業		4,706,557			4,706,557
エスファクト リー千葉	2,757,420				2,757,420
計	2,757,420	18,648,150			21,405,570

月 別

（単位：羽）

月 処理場名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	境 食 鳥	443,927	535,643	517,369	601,655	552,774	580,093	528,598	584,936	640,224	595,772	665,664	563,177
三 和 食 鶏	593,564	507,601	520,597	586,812	663,933	597,891	505,379	607,979	694,984	652,461	632,262	568,298	7,131,761
高 井 産 業	309,160	345,910	339,853	339,978	367,531	389,135	274,719	398,521	561,989	541,337	493,040	345,384	4,706,557
エスファクトリー千葉	238,654	141,180	226,398	230,175	220,260	241,024	247,407	243,412	260,074	242,032	214,092	252,712	2,757,420
計	1,585,305	1,530,334	1,604,217	1,758,620	1,804,498	1,808,143	1,556,103	1,834,848	2,157,271	2,031,602	2,005,058	1,729,571	21,405,570

4 食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したもの原因

茨城県(県西食肉衛生検査所)

(単位：羽)

鶏種		ブロイラー			成鶏			あひる			七面鳥			
検査羽数		2,757,420			18,648,150									
処分内訳		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	
処分実数		26,827	7,321	3,807	51,123	26,032								
疾病	ウイルス病	鶏痘												
		伝染性気管支炎												
		伝染性咽頭気管炎												
		ニューカッスル病												
		鶏白血病												
		封入体肝炎												
		マレック病												
		その他												
疾病	細菌病	大腸菌症		1,957										
		伝染性コリーザ												
		サルモネラ症												
		ブドウ球菌症												
		その他												
別羽の疾病数	その他	毒血症												
		膿毒症												
		敗血症		1,066										
	の	真菌病		1										
		原虫病												
		寄生虫病												
	の	変性			1,498									
		尿酸塩沈着症												
		水腫												
		腹水症	4,859	3,664		14,397	492							
		出血	601	416	4									
		炎症		89	2,305									
	疾病	の	萎縮											
			腫瘍				1	11,756						
		臓器の異常な形等												
異常体温														
黄疸					2,595	104								
外傷						1								
病		中毒諸症												
		削瘦及び発育不良	16,879	1		11,073	2,233							
		放血不良	4,188			10,929	293							
		湯漬過度	300			3,170	20							
	その他		127		8,958	11,133								
計		26,827	7,321	3,807	51,123	26,032								

5 食鳥処理場におけるとたい等の微生物汚染実態調査

令和2年5月28日付け生食発0528第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」及び「茨城県県西食肉衛生検査所食鳥処理場衛生状況調査実施要領」に基づいて実施した。

茨城県(県西食肉衛生検査所)

検査対象		検体数	
		食中毒菌 ※1	汚染指標菌 ※2
とたい	ブロイラー	10	30
	成 鶏	30	90
合 計		40	120

※1: サルモネラ、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター

※2: 一般細菌数、腸内細菌科菌群数

6 食品衛生法に基づく検査

(1) 食鳥肉中の残留有害物質のモニタリング検査

令和5年4月26日付生衛第177号「令和5年度食品中の動物用医薬品検査の実施について」に基づき、原則として県内産の鶏について検査を実施した。

(陽性羽数/検査羽数)

	抗生物質 簡易法	抗生物質 ※1	合成抗菌剤 ※2	寄生虫 駆除剤 ※3	鎮静剤 ※4	止瀉剤 ※5	抗炎症剤 ※6
県 西	0/40	0/40	0/40	0/40	0/40	0/40	0/40

※1: オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、チアムリン

※2: チアンフェニコール、ジニトルミド、ピリメタミン、トリメトプリム、オルメトプリム、スルファキノキサリン、スルファジミジン、スルファドキシム、バルネムリン

※3: チアベンダゾール

※4: マホプラジン

※5: メンブトン

※6: フルニキシム

(2) 残留抗菌性物質のモニタリング検査結果

抗菌性物質の残留した食鳥肉の市場への流通防止を目的とし、腎臓を検体としたペプトン不含最小培地による直接法で検査を実施した。

	鶏 種	検体数	陽性数
県 西	ブ ロ イ ラ ー	695	0
	成 鶏	2,475	0

第4章 食品衛生監視指導計画

1 令和5年度試験検査実施結果

区分	項目	品名	検査項目	検査所名	目標検体数	実施検体数	検査結果	
							適合検体数	不適合検体数
保健所 収去	食品中の動物用医薬品検査	豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県西	豚肉36、鶏肉18、鶏卵27、 はちみつ9 90	豚肉36、鶏肉18、鶏卵27、 はちみつ9 90	90	0
	輸入食品検査	牛肉、豚肉、鶏肉、エビ、はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県西	牛肉18、豚肉18、鶏肉18、 エビ18、はちみつ9 81	牛肉19、豚肉18、鶏肉17、 エビ18、はちみつ9 81	81	0
検査所 収去	と畜場における残留有害物質モニタリング検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県北	牛25 豚30	牛25 豚30	牛25 豚30	0
				県南	豚30	豚30	豚30	0
				県西	牛20 豚30	牛20 豚30	牛20 豚30	0
	大規模食鳥処理場における 残留有害物質モニタリング検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県西	40	40	40	0
				県北	-			
				県南	-			
と畜場及び大規模食鳥処理場における 動物用医薬品の確認検査	枝肉、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県西	-				
			県北	-				
			県南	-				
検査所 収去以外	と畜場における枝肉の微生物試験（外部検証）	枝肉	一般細菌数、腸内細菌科菌群数	県北	牛50 豚50	牛60 豚60	-	-
				県南	豚240	豚180	-	-
				県西	牛120 豚180	牛80 豚135	-	-
	と畜場における保留等獣畜の残留有害物質検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県北	-	牛111 とく2 豚66	牛111 とく2 豚66	0
				県南	-	豚108	豚108	0
				県西	-	牛20 豚135	牛20 豚113	0
	大規模食鳥処理場における 動物用医薬品搬入養鶏場モニタリング検査	食鳥腎臓	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県西	1,200	3,170	3,170	0
	大規模食鳥処理場における微生物試験 （外部検証）	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	一般細菌数、腸内細菌科菌群数、 カンピロバクター	県西	240	120	-	-
	と畜場法に基づく検査	牛、馬、豚、めん羊、山羊	と畜検査、精密検査	県北	-	314,333	313,818	515
		豚		県南	-	458,477	458,261	216
		牛、馬、豚		県西	-	342,870	342,601	269
	食鳥処理法に基づく検査	鶏	食鳥検査、精密検査	県西	-	21,405,570	21,294,267	111,303
	BSE(TSE)検査	牛、（めん羊、山羊）	BSE(TSE)スクリーニング検査	県北	-	0	0	0
				県西	-	0	0	0

2 令和6年度業種(施設)別立入検査目標回数

立ち入り検査回数	業種
年2回以上	と畜場及び食鳥処理場

3 令和6年度試験検査計画

区分	項目	品名	検査項目	目標検体数
保健所 収去	食品中の動物用医薬品検査	豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、 内寄生虫用剤等）等	90
	輸入食品検査	牛肉、豚肉、鶏肉、エビ、 はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、 内寄生虫用剤等）等	81
検査所 収去	と畜場における残留有害物質モニタリング検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、 内寄生虫用剤等）等	牛豚計135
	大規模食鳥処理場における 残留有害物質モニタリング検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、 内寄生虫用剤等）等	40
	と畜場及び大規模食鳥処理場における 動物用医薬品の確認検査	枝肉、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、 内寄生虫用剤等）等	-
検査所 収去以外	と畜場における枝肉の微生物試験（外部検証）	枝肉	一般細菌数、腸内細菌科菌群数	牛180 豚480
	と畜場における保留等獣畜の残留有害物質検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、 内寄生虫用剤等）等	-
	放射性物質検査	牛枝肉	放射性セシウム	-
	大規模食鳥処理場における 動物用医薬品搬入養鶏場モニタリング検査	食鳥腎臓	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、 内寄生虫用剤等）等	1,200
	大規模食鳥処理場における微生物試験 （外部検証）	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	一般細菌数、腸内細菌科菌群数、 カンピロバクター	240
	と畜場法に基づく検査	牛、馬、豚、めん羊、山羊	と畜検査、精密検査	-
	食鳥処理法に基づく検査	鶏、あひる、七面鳥	食鳥検査、精密検査	-
	BSE(TSE)検査	牛、（めん羊、山羊）	BSE(TSE)スクリーニング検査	-

4 令和6年度茨城県食品衛生監視指導計画

趣旨

茨城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）は、本県の地域の実情を踏まえ、飲食に起因する県民の衛生上の危害を防止し、県民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法第24条の規定により策定するものです。

茨城県では、県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者から信頼される安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与するため、「茨城県食の安全・安心推進条例(以下「推進条例」という。）」の規定に基づき、平成21年12月に、新たな「茨城県食の安全・安心確保基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、さらに、生産から消費に至るフードチェーンの各段階における一貫した食の安全・安心確保に取り組むため、基本方針の施策の体系毎の具体的な行動計画にあたる「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を定め、総合的な食の安全対策を推進しています。

令和6年度監視指導計画においては、アクションプランとの整合・調和を図りながら、①食品等事業者（食品衛生法第3条第1項に規定する「食品等事業者」をいう。以下同じ。）に対する監視指導、②食品等の試験検査、③食中毒等健康被害防止対策、④食品表示の適正化の推進、⑤リスクコミュニケーションの推進等を大きな柱に食品衛生対策を実施します。

詳細は https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin_kanshishidou.html で公開。

食肉衛生検査所は、本監視指導計画で、監視指導及び試験検査の実施機関として位置付けられていることから、以下の行動目標を推進し安全な食肉の確保に努めてまいります。

(1) と畜検査・食鳥検査（食肉衛生検査所）

食肉衛生検査所のと畜検査員及び食鳥検査員が、食用を目的とする牛や豚、鶏等を検査し、食用に適さない食肉、食鳥肉の流通を防止します。

なお、と畜検査においてはと畜検査結果データをとりまとめ、と畜検査結果を迅速に生産者に情報提供します。

(2) BSE (TSE) スクリーニング検査（食肉衛生検査所）

食肉として処理される牛のうち、生体検査において異常姿勢、異常歩様、起立不能等（起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。）の行動異常又は神経症状を呈する牛についてスクリーニング検査を実施するとともに、と畜場段階で牛の特定部位を確実に除去します。

さらに、めん羊及び山羊についても、と畜場法施行規則に基づきスクリーニング検査を実施します。

(3) 食肉の衛生対策として実施する微生物検査（食肉衛生検査所及び衛生研究所）

と畜場、大規模食鳥処理場及び認定小規模食鳥処理場において、獣畜等が衛生的に処理されていることを検証するため、微生物検査を実施します。

(4) 収去検査：食肉、食鳥肉等畜水産食品中の残留動物用医薬品検査（食肉衛生検査所）

ア 県内に流通する食肉類、鶏卵、はちみつの残留動物用医薬品検査を実施します。

イ と畜場及び食鳥処理場段階で抗菌性物質等の残留した食肉及び食鳥肉の流通を防止するため、残留動物用医薬品検査を実施します。

第5章 と畜検査及び食鳥検査統計

1 と畜検査統計

(1) と畜検査頭数の推移

(単位：頭)

年度	畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
		茨城県						
H26		25,701	1,108	4	1,240,466			1,267,279
H27		24,171	1,082	2	1,264,774			1,290,029
H28		23,936	1,169	7	1,296,198	1		1,321,311
H29		30,725	1,039	8	1,291,783	2		1,323,557
H30		33,095	974	1	1,269,876	1		1,303,947
H31		35,624	938	6	1,274,411	1		1,310,980
R 2		25,479	860	3	1,330,586	3		1,356,931
R 3		24,664	787		1,297,147		1	1,322,599
R 4		28,704	1,320	6	1,177,050			1,207,080
R 5		32,364	1,295	29	1,081,991		1	1,115,680
県北								
H26		12,181	864	3	324,459			337,507
H27		10,794	795	1	320,875			332,465
H28		10,062	772	1	320,033	1		330,869
H29		16,568	692	1	307,189	2		324,452
H30		18,813	682	1	295,817	1		315,314
H31		20,930	624		304,130	1		325,685
R 2		10,241	455	1	302,607	3		313,307
R 3		9,515	405		302,825		1	312,746
R 4		9,906	451		297,454			307,811
R 5		10,597	379		303,356		1	314,333
県南								
H26					483,375			483,375
H27					532,330			532,330
H28					530,061			530,061
H29					529,237			529,237
H30					529,511			529,511
H31					544,871			544,871
R 2					552,345			552,345
R 3					537,664			537,664
R 4					520,153			520,153
R 5					458,477			458,477
県西								
H26		13,520	244	1	432,632			446,397
H27		13,377	287	1	411,569			425,234
H28		13,874	397	6	446,104			460,381
H29		14,157	347	7	455,357			469,868
H30		14,282	292		444,548			459,122
H31		14,694	314	6	425,410			440,424
R 2		15,238	405	2	475,634			491,279
R 3		15,149	382		456,658			472,189
R 4		18,798	869	6	359,443			379,116
R 5		21,767	916	29	320,158			342,870

(2) と畜場別と畜検査頭数の推移

1) 県北食肉衛生検査所

(単位：頭)

年度 と畜場名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R4	R5
(株)茨城県 中央食肉公社	337,507	332,465	330,869	317,078	305,156	313,776	313,307	312,746	307,811	314,333

2) 県南食肉衛生検査所

(単位：頭)

年度 と畜場名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
竜ヶ崎食肉 センター	100,775	105,298	103,934	104,141	105,508	118,752	120,700	116,836	116,776	113,249
取手食肉 センター	163,763	181,442	178,912	172,642	168,161	174,532	189,584	187,660	192,996	193,398
茨城協同食肉(株)	139,681	173,488	177,371	183,240	189,281	192,285	183,805	174,277	155,038	140,337
土浦食肉(協)	78,759	71,715	69,452	68,715	66,184	58,943	57,937	58,590	54,935	11,141
全農飼料畜産 中央研究所	385	371	361	425	357	349	319	301	408	352
※茨城県畜産センター 養豚研究所	12	16	31	74	20	10				
計	483,375	532,330	530,061	529,237	529,511	544,871	552,345	537,664	520,153	458,477

※ 平成24年3月22日までは試験研究機関であったが、平成24年3月23日に簡易と畜場を設置。

3) 県西食肉衛生検査所

(単位：頭)

年度 と畜場名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
筑西食肉 センター	187,928	175,514	175,570	177,890	160,513	152,565	177,767	173,104	74,512	32,830
下妻地方食肉(協)	120,634	126,893	131,595	136,407	132,359	127,936	130,807	118,791	124,773	136,794
茨城協同食肉(株) 下妻事業所	137,791	122,751	153,152	155,513	166,173	159,854	182,705	180,294	179,831	173,246
(独)家畜改良センター 茨城牧場	44	76	64	58	77	69				
計	446,397	425,234	460,381	469,868	459,122	440,424	491,279	472,189	379,116	342,870

2 食鳥検査統計

(1) 食鳥検査羽数の推移

茨城県（県西食肉衛生検査所）

（単位：羽）

年度 \ 鶏種	ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	計
H26	2,799,365	20,159,979			22,959,344
H27	2,858,708	19,969,251			22,827,959
H28	2,915,922	19,488,712			22,404,634
H29	3,116,384	19,893,890			23,010,274
H30	3,129,673	20,799,083			23,928,756
H31	2,840,229	19,606,756			22,446,985
R 2	2,867,141	19,583,546			22,450,687
R 3	2,973,473	19,451,333			22,424,806
R 4	2,949,094	18,903,912			21,853,006
R 5	2,757,420	18,648,150			21,405,570

(2) 食鳥処理場別検査羽数の推移

茨城県（県西食肉衛生検査所）

年度 \ 処理場名	境食鳥	三和食鶏	染谷食鳥	高井産業	エスファクトリー千葉
H26	6,222,620	6,089,385	793,936	7,055,975	2,797,428
H27	6,361,858	6,267,959	729,039	6,611,182	2,857,921
H28	6,638,861	6,289,105	839,945	5,722,524	2,914,199
H29	6,642,612	6,621,315	686,080	5,945,871	3,114,396
H30	6,850,048	7,143,564	641,202	6,165,823	3,128,119
H31	6,998,581	7,151,339	64,968	5,392,407	2,839,690
R 2	7,049,549	7,249,679		5,284,318	2,867,141
R 3	7,238,779	7,022,606		5,189,948	2,973,473
R 4	6,967,410	7,016,426		4,920,076	2,949,094
R 5	6,809,832	7,131,761		4,706,557	2,757,420

第6章 その他の事業

1 と畜場衛生管理責任者等配置数

(単位:人)

資 格 区 分	県 北	県 南	県 西	合 計
衛 生 管 理 責 任 者	2	14	8	24
作 業 衛 生 責 任 者	3	23	12	38

2 衛生講習会等実施状況

衛 生 指 導 項 目	県 北		県 南		県 西		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
と畜場の管理者、責任者及び従事者に対する講習会	2	55	4	130	3	31	9	216
と畜場に対する監視指導	3	-	8	-	6	-	17	-
食鳥処理場の経営者、責任者及び従事者に対する衛生講習会等	-	-	-	-	4	180	4	180
食鳥処理場に対する監視指導	-	-	-	-	8	-	8	-

3 職員の研修

	県北	県南	県西	合計
食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会 (2日間)	1	2	3	6
全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会	1	1	2	4
全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会	1	1	2	4
全国食肉衛生検査所協議会病理部会研修会 (2日間)	0	1	1	2
関東・東京合同地区獣医師大会・三学会	0	1	3	4
関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	1	1	2	4
公衆衛生獣医師協議会全国大会研修及び調査研究発表会	0	1	2	3
ゆうパックにより検体を送付するための研修会	1	3	3	7
有機溶剤作業主任者技能講習 (2日間)	2	1	0	3
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 (2日間)	0	2	0	2
畜産セミナー	1	1	0	2
第14回FDSC食品衛生精度管理セミナー	0	1	1	2
自律的管理に対応する化学物質管理者講習会	0	1	1	2
明日から使えるLC基礎講座 (5日間)	0	1	0	1
食品微生物検査技術研修会 (3日間)	0	1	0	1
理化学試験の基礎実技研修	0	1	0	1
つくば病理談話会	0	0	1	1
食品微生物検査実習 (中級2日間)	0	0	1	1
カンピロバクター及びサルモネラ属菌の試験法に関する実習	0	0	1	1

4 食品衛生法に基づく検査

(1) 食品中の残留有害物質モニタリング検査

令和5年4月26日付生衛第177号「令和5年度食品中の動物用医薬品検査の実施について」に基づき、原則として県内産の畜産食品について、保健所で収去した検体を県西食肉衛生検査所で検査を実施した。

(陽性件数/検査件数)

食品名	収去保健所名	抗生物質 簡易法	抗生物質 ※1	合成抗菌剤 ※2	寄生虫 駆除剤 ※3	鎮静剤 ※4	止瀉剤 ※5	抗炎症剤 ※6
はちみつ	中央	0/1	/	/	/	/	/	/
	ひたちなか	0/1	/	/	/	/	/	/
	日立	0/1	/	/	/	/	/	/
	潮来	0/1	/	/	/	/	/	/
	竜ヶ崎	0/1	/	/	/	/	/	/
	土浦	0/1	/	/	/	/	/	/
	つくば	0/1	/	/	/	/	/	/
	筑西	0/1	/	/	/	/	/	/
古河	0/1	/	/	/	/	/	/	
豚 肉	中央	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	ひたちなか	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	日立	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	潮来	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	竜ヶ崎	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	土浦	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	つくば	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	筑西	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
古河	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	
鶏 肉	中央	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	ひたちなか	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	日立	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	潮来	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	竜ヶ崎	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	土浦	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	つくば	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	筑西	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
古河	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	
鶏 卵	中央	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
	ひたちなか	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
	日立	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
	潮来	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
	竜ヶ崎	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
	土浦	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
	つくば	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
	筑西	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
古河	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	

※1: オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、チアムリン

※2: チアンフェニコール、ジニトルミド、ピリメタミン、トリメブプリム、オルメブプリム、スルファキノキサリン、スルファジミジン
スルファドキシシン、バルネムリン

※3: チアベンダゾール

※4: マホブラジン

※5: メンブトン

※6: フルニキシシン

(2) 輸入食肉等の残留有害物質検査

安全な輸入食品の流通を図るために保健所で収去した検体を県西食肉衛生検査所において令和5年5月19日付薬生食基発0519第1号及び薬生食監発0519第1号「食品中の有害化学物質等の検査結果調査及び畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施について」及び平成17年1月24日付食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」に基づき検査を実施した。

(陽性件数/検査件数)

	収去保健所名	原産国	抗生物質簡易法	抗生物質※1	合成抗菌剤※2	駆除剤※3	鎮静剤※4	止瀉剤※5	抗炎症剤※6
はちみつ	中央	中国	0/1						
	ひたちなか	ハンガリー	0/1						
	日立	ブルガリア	0/1						
	潮来	中国	0/1						
	竜ヶ崎	中国	0/1						
	土浦	ハンガリー	0/1						
	つくば	中国	0/1						
	筑西	中国	0/1						
	古河	中国	0/1						
牛肉	中央	オーストラリア	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	ひたちなか	アメリカ	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	日立	アメリカ	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	潮来	アメリカ	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	竜ヶ崎	オーストラリア	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		カナダ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	土浦	オーストラリア	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	つくば	アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		オーストラリア	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
筑西	アメリカ	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	
古河	オーストラリア	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	
豚肉	中央	アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		カナダ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	ひたちなか	メキシコ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	日立	カナダ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	潮来	アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		メキシコ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	竜ヶ崎	スペイン	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	土浦	メキシコ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	つくば	カナダ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		アメリカ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	筑西	スペイン	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		メキシコ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
古河	スペイン	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	
	カナダ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	

鶏肉	中央	ブラジル	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	ひたちなか	ブラジル	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		タイ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	日立	ブラジル	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	潮来	タイ	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	竜ヶ崎	ブラジル	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	土浦	ブラジル	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	つくば	タイ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	筑西	ブラジル	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		タイ	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	古河	ブラジル	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
エビ	中央	インド	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		インドネシア	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	ひたちなか	インド	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		インドネシア	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	日立	インド	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		エクアドル	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	潮来	アルゼンチン	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		エクアドル	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	竜ヶ崎	インド	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		ベトナム	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	土浦	インド	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		アルゼンチン	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	つくば	インド	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	筑西	インド	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
	古河	アルゼンチン	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
		インド	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1

※1: オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、チアムリン

※2: チアンフェニコール、ジニトルミド、ピリメタミン、トリメトプリム、オルメトプリム、スルファキノキサリン、スルファジミジン
スルファドキシニ、バルネムリン

※3: チアベンダゾール

※4: マホプラジン

※5: メンプトン

※6: フルニキシニ

(3) ポジティブリスト制度に対応する検査体制の整備

平成15年の食品衛生法等一部改正により、食品に残留する農薬等(農薬・動物等医薬品及び飼料添加物)について、ポジティブリスト制度が定められ、平成18年5月29日から施行された。

LC-MS/MSの導入

監視指導計画に基づき保健所で検体を収去し、食肉類については県西食肉衛生検査所において分析を実施するため液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置(LC-MS/MS)を導入し、有効に活用している。

令和 6 年度調査研究発表抄録

(第 56 回茨城県公衆衛生獣医師協議会)

管内と畜場への衛生指導事例について

県南食肉衛生検査所 ○芳川貴彦 中村正成 植木美登里

宮本美佳 沼尻将峰¹⁾

1) 県西食肉衛生検査所

1. はじめに

改正された食品衛生法が施行され、HACCPに沿った衛生管理がすべての食品事業者で義務化されてから3年になる。HACCPの義務化はすべての食品事業者が対象となるためと畜場も例外ではなく、現在当所では、厚生労働省により示された「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づいた外部検証を行い、その結果を参考としながら指導を行っている。日々の検証は当所において作成した外部検証チェックシートに記録、結果を取りまとめてと畜場へ周知することで衛生指導に取り組んでいる。

当所で所管すると畜場については、以前より衛生指導を行ってはいるが、衛生管理責任者や作業衛生責任者を含めた従業員全体において食品安全への理解が深まっていないことや、衛生的な作業への意識が十分に高まっていなかったことに加え、HACCPに関する教育と訓練が十分に行われていない状況から、HACCPの運用を適切に行うための知識が不足しているという問題点があった。

当所が所管するAと畜場は豚のと畜のみを行っていると畜場であるが、今回外部検証の結果に基づく指導を行った結果、と畜場の衛生管理状況と従業員の衛生意識に改善が見られたことから、その事例について報告する。

2. 検証方法

外部検証は、厚生労働省通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」(令和2年5月28日付け生食発0528第1号)に基づき、令和5年4月から令和6年3月まで、現場確認、微生物試験、記録確認の3項目について行った。

(1) 現場確認

各開場日のと畜作業前及び作業中に、チェックリストの点検項目(表1)について確認を行った。実施者は、オフライン検査員が配置された日にはオフライン検査員が、オフライン検査員が配置されない日には当日のオンライン検査員が手分けして確認を行った。確認した事項については、評価基準をクリアしているものを「○」、クリアできていないものを「×」としてチェックシートに記載し、毎月1日から月末までの1か月分を保管した後、指摘事項として取りまとめたものをと畜場に書面で通知した。

(2) 微生物試験

毎月1回5検体、懸肉室で頸部の枝肉表面から5cm×5cm×2mmの脂肪を採材し、ペトリフィルムを用いて一般細菌数と腸内細菌科菌群数を計測した。

表1 点検項目と評価基準（一部抜粋）

点検項目	評価基準
施設・設備の 衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃・洗浄・整理整頓は適切に行われているか ・手洗い設備に洗浄消毒液を備えているか ・検査不適合部位等の廃棄物は適切に処理しているか ・防そ・防虫対策はできているか ・冷蔵庫・消毒槽の温度、使用水の塩素濃度は適切か
衛生的な とさつ・解体	<ul style="list-style-type: none"> ・一頭毎、あるいは汚染の都度、手指・器具を洗浄しているか ・器具が汚染された際には83℃の熱湯で洗浄消毒しているか ・とたいが腸内容物に汚染されないように内臓を摘出しているか ・とたいが汚染された場合はトリミングにより汚染部位を取り除いているか

検査結果は一般細菌数では前年度の平均値に標準偏差の2倍を加えた数値(平均値+2SD)を基準値と設定し、腸内細菌科菌群数では検出されないことを基準とし、以下の4項目について報告書としてまとめてと畜場に書面で通知した。

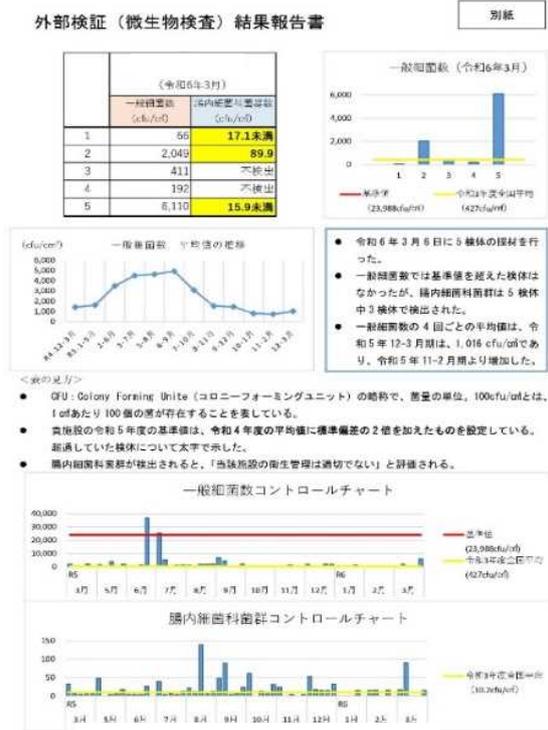
(図1)

- ① 採材した5検体の菌数と、それらが基準値を超過しているかどうか
- ② ムービングウィンドウアプローチを用いた4か月ごとの平均菌数の数値の変遷
- ③ 直近12回分60検体の菌数をまとめたコントロールチャート
- ④ 上記項目の総括

なお、菌数については対数表示での通知を予定していたが、と畜場側が対数表示を正しく理解することが難しいのではないかと指摘が所内であったことから、実測値(cfu/cm²)で示した。

(3) 記録確認

毎月一回、各事業者が記録・保管している記録類の確認を行った。確認は使用水の水質検査結果や残留塩素濃度、貯水槽の定期点検及び清掃、冷蔵庫内の温度、作業中の消毒槽温度、ねずみ及び昆虫類の駆除、浄化槽の汚泥の処理、廃棄物処理等の記録について行った。



3. 検証結果

(1) 現場確認

現場確認において不適事項とされた事項は以下のとおりであった。

- ① A と畜場の建物は解体室が狭く天井も低いことから十分なレーンの高さを確保できていなかったため、大貫と畜時に工程の一部において頸部および舌が床に接触してしまうことが多い。
- ② 自動枝肉洗浄機のシャワーで水圧(噴出量)不足や噴出タイミングの調整不足により枝肉洗浄にムラがある。
- ③ 内臓処理室内で直腸の処理を行う際、直腸が床に接している。
- ④ 枝肉の洗浄に用いるハセッパー水用水槽に黒ずみ汚れが目立つ。

(2) 微生物試験

一般細菌数では、基準値を超える検体は多くなかったが、6月と7月に基準値を超える検体が1検体ずつ確認された。(図2)

腸内細菌科菌群は、厚生労働省通知では「採材した5検体のうち1検体以上陽性の検体がある場合、当該施設の衛生管理は適切ではない」とされているが、5検体すべてが陰性となった月はなかった。

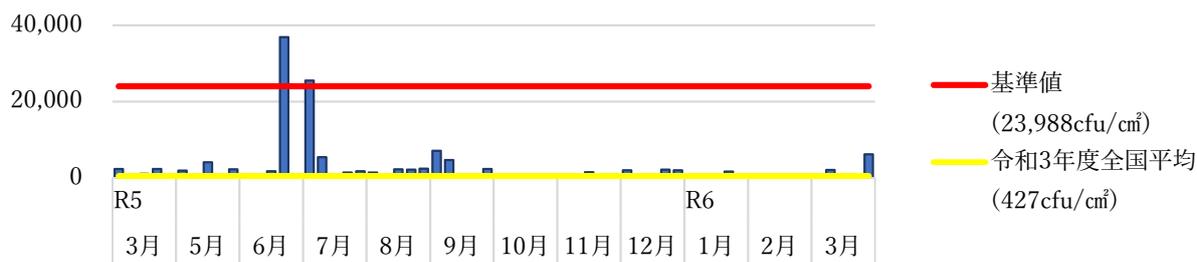


図2 一般細菌数コントロールチャート

(3) 記録確認

記録確認において不適事項とされた事項は以下のとおりであった。

- ① 薬剤管理簿について、記載されている使用量や残量の単位 (ml、ℓ) の表記が統一されておらず、購入時の受入量やロットの使用期限について記載がない。
- ② 低食塩次亜塩素酸ソーダの使用記録について、3か所ある井戸のうち、どの井戸に使用したか記載がない。

4. 改善指導

当所の担当者と A と畜場の HACCP メンバーが集まる場を設け、当所担当者から当該月(1か月)の外部検証の点検結果や微生物試験の結果を説明し、改善事項を指摘した。と畜場には本会議の結果を踏まえて改善事項について検討し、今後の検証方法や改善方法について話し合いを行うよう求め、その結果について当所に報告、改善状況の確認を行った。

さらに、微生物試験の結果通知については、当初は当月採材 5 検体の菌数と、直近 12 回 60 検体分のコントロールチャート(図 2)のみ通知していたが、衛生管理が改善しているのかどうか分かり辛かったため、直近 4 か月分 20 検体についての平均値を算出するムービングウィンドウアプローチを用いたグラフ(図 3)を添付することで、衛生管理の改善状況についてより分かりやすい表示とした。



図 3 ムービングウィンドウアプローチ

また、8月に開催された従業員に向けた衛生講習会において、6月と7月の検査では一般細菌数の微生物試験で基準値を越えたことについて説明を行い、微生物試験の結果のフィードバックを行い、枝肉の汚染状況を共有した。

5. 指導の結果

(1) 現場確認

現場確認において不適であった4項目については、それぞれ以下のように改善された。

① 大貫吊り下げ時に枝肉頸部および舌の床への接触

天井が低い場合レーンを現状より上に設置することが難しく、吊り下げ用の S 字鋼のサイズを小さくしようにも同じサイズのものを新しく発注したばかりで対応は難しいとのことだったことから、枝肉頸部について今より深くにナイフを入れて枝肉側に残す頸部を短くする、舌は前処理の時点で切り離して検査台に運び、内臓が検査台に乗るタイミングと一緒に検査トレイに入れる等により対応を行うことにより改善された。

② 自動枝肉洗浄機のシャワーの水圧(噴出量)不足や噴出タイミングの調整不足

シャワーの噴出時間を延長し、センサーの位置や向きを調節することで噴出タイミングの調整を行ったことで改善された。

③ 内臓処理室内で直腸の処理を行う際、直腸の床への接触

機械の下に加工したサンテナを置くことで直接床に触れないようになり、改善された。

④ 枝肉の洗浄に用いるハセッパー水用水槽の黒ずみ汚れ

定期的に洗浄を行うこととし、継続的な洗浄が行われるようになった。

(2) 微生物試験

厚生労働省が取りまとめた全国と畜場の外部検証微生物試験結果(令和3年6月～11月)によると、一般細菌数の全国平均 427cfu/cm²であった。A と畜場の令和 4 年度の微生物試験における一般細菌数の平均値は 1479cfu/cm²であり、全国平均を大きく上回っていた。令和 5 年度に行った 11 回 55 検体の微生物試験の平均は約 883cfu/cm²で

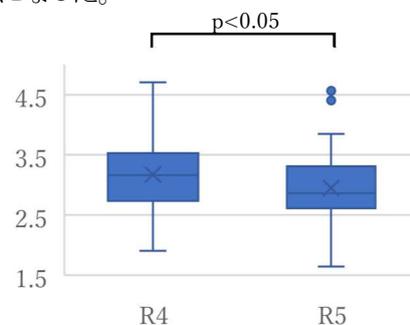


図 4 R4 年度と R5 年度の一般細菌

あり、全国平均を下回ることはできなかったものの、令和4年度と比べて有意に低減した。(図4)

(3) 記録確認

記録確認において不適であった2項目については、それぞれ以下のように改善された。

- ① 薬剤管理簿の使用量・残量の単位の表記と、購入時の受入量やロットの使用期限の記録
表記を統一するよう修正し、購入時の受入量やロットの使用期限については記録簿の空いているスペースに記載することとした。
- ② 低食塩次亜塩素酸ソーダについてどの井戸に使用したかの記録
記録簿の空いているスペースに記載することとした。

6. 考察

指導の結果により、Aと畜場ではHACCP会議での指摘事項や現場での口頭指導に対する改善が多く、施設の衛生状況は改善の傾向が強く見られていることが分かった。

また、作業者の一頭毎の手指・器具の洗浄・消毒について、HACCP会議で継続して指摘し、現場での口頭指導を繰り返したことで、現在では多くの作業者が一頭毎の手指・器具の洗浄消毒を行うようになった。それだけでなく、作業の合間の休憩時間に自身の持ち場を清掃してから休憩に入る作業者も増えており、作業者の衛生意識にも良い変化が見られるようになったと考えられる。

一方で、解決していくべき課題も多く残っている。と畜場法において、施設・器具の洗浄消毒の際には83度以上の熱湯を用いて行うこととなっているが、ボイラーの不調により温度が上がりきらないままに作業を進めざるを得ない日がある。また、施設の老朽化に伴い破損箇所も多く、修繕が十分に行き届いていない現状である。微生物試験の結果についても改善傾向ではあるが依然として全国平均の2倍以上の数値であり、その状況に甘んじていられる状況ではないことから、引き続き衛生指導を継続し、と畜場の衛生状況改善につなげていきたい。

と畜場で認められた牛の心臓の腫瘤について

県北食肉衛生検査所 ○荒川千夏 坂本哲理 松崎未希 佐藤裕子¹⁾ 理崎清士
1)中央保健所

1 はじめに

心臓血管筋腫は牛特有の心臓原発性腫瘍であり、弁複合体（弁、腱索、乳頭筋）に限局して発生し、左右心腔で発生率に差がなく、多発することはあるが転移しないことが特徴である[1]。また、年齢に関係なく発見されており、10 か月齢の若齢牛でも発生が確認されている[2]。今回、と畜場において牛の心臓に腫瘤を認め、病理学的検索を実施したので報告する。

2 材料と方法

症例は、一般畜として搬入された牛、黒毛和種、去勢、29 か月齢。心臓の左心室に認められた腫瘤を材料として採取した。材料は10%中性緩衝ホルマリン溶液で固定後、パラフィン切片を作製し、ヘマトキシリン・エオジン（以下、HE）染色、過ヨウ素酸シッフ（以下、PAS）染色、エラスチカ・ワンギーソン（以下、EVG）染色およびアザン染色を実施した。

3 結果

【肉眼所見】

腫瘤の大きさは約 3cm×5cm×3cm、心臓の左心室乳頭筋先端から内腔に向かって隆起していた（図1）。表面は平滑で、心筋との境界は比較的明瞭であった。断面は全体的に線維状で白色部および暗赤色部が混在し、内部に血管の走行を認めた（図2）。他の臓器、リンパ節および枝肉に著変は認められなかった。

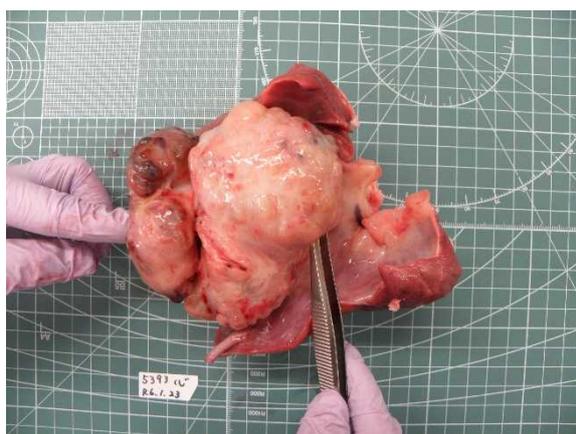


図1 左心室乳頭筋先端の腫瘤

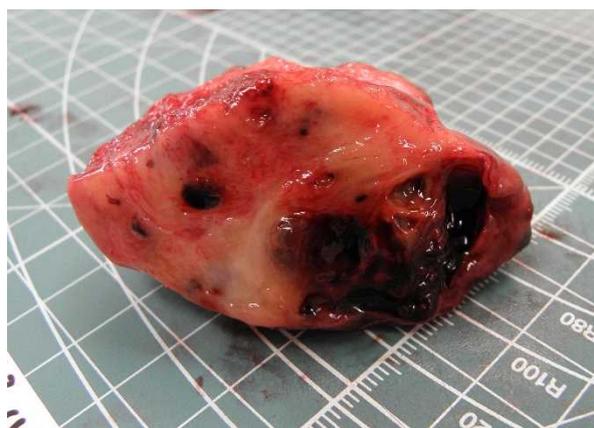


図2 腫瘤断面

【組織所見】

腫瘍は楕円形で淡明な核を持つ紡錘形細胞が束状に配列している領域と、大小の管腔構造を形成する領域が混在していた（図3）。また、異型性の強い大型細胞が散在していた（図4）。一部の大型細胞で毛細血管の内皮細胞様に管腔を形成している像が認められた。

PAS 染色では、PAS 陽性の基底膜様構造を持つ血管腫のような所見が認められた（図5）。

EVG 染色では、管腔構造は一層の内皮細胞のみで形成されており、管腔周囲に平滑筋線維や内弾性板は認められなかった（図6）。

アザン染色では、管腔周囲に筋線維の増生を伴わない管腔形成が認められた（図7）。

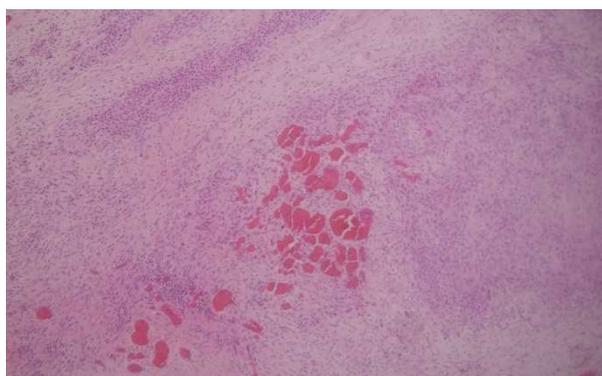


図3 心臓腫瘍 HE 染色 ×100

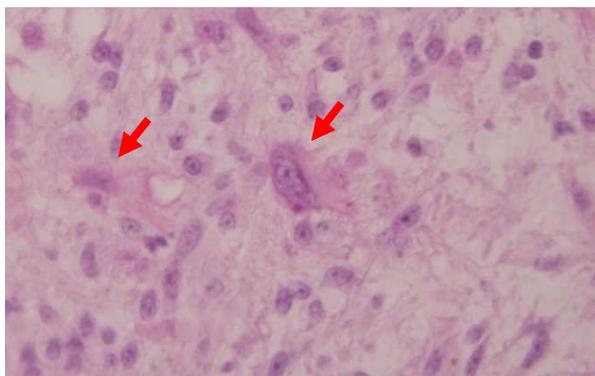


図4 大型細胞 HE 染色 ×1000

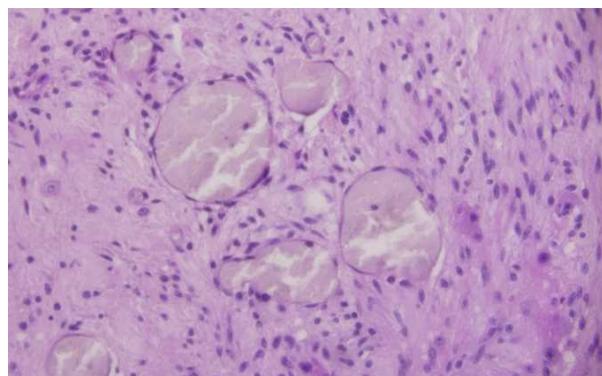


図5 管腔構造 PAS 染色 ×400

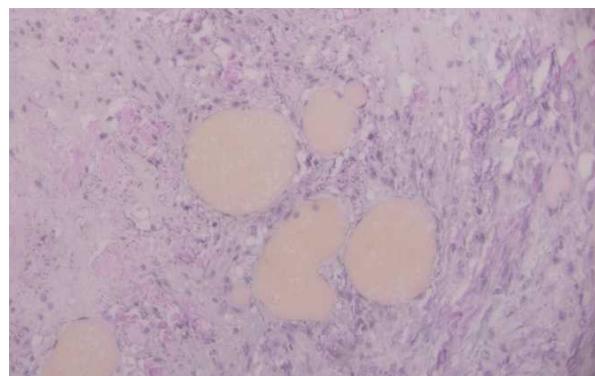


図6 管腔構造 EVG 染色 ×400



図7 管腔構造 アザン染色 ×400

【診断】

心臓血管筋腫

4 考察

本症例は、と畜検査で心臓の腫瘤を発見し、疣贅性心内膜炎を疑い保留措置とした。精密検査時の肉眼所見では左心室の乳頭筋に病変が限局しており、表面は平滑で弾力に富み、強度があった。また、断面は充実性で正常部と腫瘤部の境界が明瞭であり、内部に血管走行を認め、疣贅性心内膜炎の特徴と異なることから、他の疾病の可能性を疑い鑑別を行った。

心臓に腫瘤を形成する疾病として発生頻度の高い疣贅性心内膜炎は、カリフラワー状の灰白色から黄白色の脆弱な病巣を形成し、弁膜の心房弁（主に三尖弁）に好発するが[1]、細菌検査を実施したところ結果は陰性であったため、その可能性は低いと考えられた。

同様に、発生頻度が高い牛伝染性リンパ腫は、髄様白色または乳白色の結節状または浸潤性に心筋内に増殖し、好発部位は右心房と心臓基部である。また、心臓に加えて全身のリンパ節および第四胃等の各臓器に腫瘍性病変が多発することが多いため[3]、今回認めた心臓腫瘤とは性質が異なると考えられた。

本症例の病理学組織的検索を実施した結果、HE染色では、束状配列を示す紡錘形細胞の増殖、大型細胞の散在像および血管腫様構造の組織像を確認した。また特殊染色（PAS、EVGおよびアザン染色）では、血管腫様部位において大型の細胞が単独で管腔形成しているものや、細胞が複数個吻合して大きな管腔を形成している像を確認することができた。これらの病理組織学的所見は心臓血管筋腫の特徴と合致していたことにより、本症例を牛の心臓血管筋腫であると診断した。

と畜検査時に疾病を鑑別する際、各疾病の特徴を把握しておくことは効率的かつ正確な診断に繋がる。病理組織学的に客観性の高い診断を行うためには免疫染色が有用とされているため、今後は免疫染色の実施についても検討するとともに、引き続き知識の集積に努めていきたい。

参考文献

- [1] 動物病理学各論、日本獣医病理学会 編、第2版、文永堂出版
- [2] 下ノ原望：牛の心臓の腫瘤、日本獣医師会雑誌, vol.60, No.8(2007)
- [3] 新・食肉衛生検査マニュアル、全国食肉衛生検査所協議会 編、初版、中央法規

敗血症として全部廃棄の措置を執った牛から分離された *Clostridium sporogenes*

県西食肉衛生検査所 ○中田水葵 長沼悠美¹⁾ 上田智子 飯田剛士²⁾

1) 県南食肉衛生検査所 2) 古河保健所

1 はじめに

Clostridium 属菌は、グラム陽性嫌気性有芽胞桿菌で、牛に破傷風、気腫疽、悪性水腫等の致死的な疾病を引き起こす。またヒトでも *Clostridium* 属菌の感染によって重篤な症状を呈する場合があるため、畜産分野のみならず人獣共通感染症の観点からも重要な菌である。

届出伝染病である牛の気腫疽に限れば、当所管内では過去 15 年間に届出はなく、日常のと畜検査において *Clostridium* 属菌による感染症に遭遇する機会はほとんどない。しかし今般、当所管内のと畜場においてと畜検査を実施した際に、敗血症として全部廃棄の措置を執った牛から *Clostridium sporogenes* が検出されたので、その概要を報告する。

2 材料及び方法

(1) 材料

令和 5 年 10 月に管内 A と畜場に健康畜として搬入されたホルスタイン種の牛（雌、42 ヶ月齢）で、生体検査において異常は認められなかったが、解体後検査において腎臓、子宮及び頸部、肺門、腎門、腸間膜、内腸骨の各リンパ節、全身の筋肉に出血が認められた。子宮及び腎門リンパ節は腫脹し、内部に海綿状の構造及び圧迫による血様浸出液が認められた。またと畜検査翌日には枝肉に酪酸臭が認められた。これらのうち、筋肉、腎臓、腎門リンパ節の各病変部を検体として用いた。

(2) 塗抹鏡検

腎門リンパ節病変部から直接塗抹標本を作製し、グラム染色像の観察を行った。

(3) 分離培養

筋肉及び腎臓の病変部を、バイタルメディア血液寒天培地（ウマ）（極東製薬工業，東京）及びアキュレート ABHK 寒天培地（島津ダイアグノスティクス，東京）に接種した。前者は好気条件下で、後者は嫌気条件下で、各々 36℃、24 時間培養した後、コロニーの形状及びグラム染色像の観察を行った。

(4) 生化学的性状試験

ABHK 寒天培地上のコロニーを釣菌してカタラーゼ試験を実施した。またコロニーから菌液を調整し、嫌気性菌生化学的同定キットであるラピッド ID32A アピ（シスメックス・バイオメリュー，東京）を用いて、好気条件下で 36℃、4～4.5 時間培養した。培養後、APIWEB®同定ソフトウェアを用いて分離菌の同定を行った。

(5) 遺伝子検査

分離菌について 16S rRNA 領域の遺伝子のダイレクトシーケンスを行った。

ABHK 寒天培地上のコロニーより SimplePrep reagent for DNA (タカラバイオ, 滋賀) を用いて DNA を抽出した後、Bacterial 16S rDNA PCR Kit Fast(800) (タカラバイオ, 滋賀) を用いて 16S rDNA 領域を増幅した。PCR 条件は 94°C5 秒、55°C1 秒、68°C4 秒を 1 サイクルとし、25 サイクル実施した。シーケンス解析は、タカラバイオ受託サービス「プレミックスシーケンス解析」に委託し、解析ソフト (MEGA11) を用いた両鎖解析により、DNA 増幅産物の塩基配列 (1243bp) を決定した。得られた塩基配列情報についてデータベース上の相同性検索 (BLAST 検索) を行った。

3 結果

(1) 塗抹鏡検及び分離培養

塗抹鏡検の結果、グラム染色像はグラム陽性の桿菌であり、内部に偏在性の芽胞を認めた (図 1)。また分離培養の結果、嫌気条件下で培養した ABHK 寒天培地上に、中心部が白色でやや隆起した、周縁が根足状のコロニーを認めた (図 2)。このグラム染色像は、塗抹鏡検で認められたものと同様、グラム陽性の桿菌であり、内部に偏在性の芽胞を認めた (図 3)。一方、好気条件下で培養した血液寒天培地においては、前述のコロニーは認められなかった。



図 1



図 2

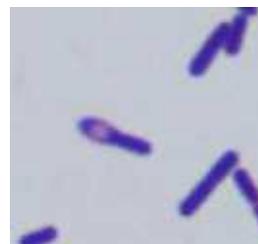


図 3

図 1. 腎門リンパ節の直接塗抹標本 (グラム染色)

図 2. 腎臓より分離培養した菌のコロニー

図 3. 図 2 のコロニーのグラム染色像

(2) 生化学的性状試験

カタラーゼ試験の結果、被検菌はカタラーゼ陰性であることが確認できた。続いてラピッド ID32A アピによる試験を実施した結果、被検菌は *Clostridium sporogenes* であると同定された。同定確率は 94.3%、T 値は 0.92 であり、使用したキットの同定精度 (4 段階) の中で 2 番目に良い精度 (VERY GOOD IDENTIFICATION) であった。また、病原性の高い菌種であるとの注釈が示された。

(3) 遺伝子検査

シーケンス解析の結果、得られた塩基配列情報について BLAST 検索を行ったところ、*Clostridium sporogenes* の 16SrRNA の塩基配列と 100% (673/673) 一致し、被検菌は *Clostridium sporogenes* であると同定された。

4 考察

今回分離された菌は、生化学的性状試験及び遺伝子検査の結果から *Clostridium sporogenes* と同定された。

Clostridium sporogenes は、気腫疽の原因菌 (*Clostridium chauvoei*) や悪性水腫の原因菌 (*Clostridium septicum*, *Clostridium novyi*, *Clostridium perfringens*, *Clostridium sordellii* 等) とあわせてガス壊疽菌群と呼ばれ、主な原因菌である *Clostridium perfringens* と混合感染することで、ウシ、ヒツジ、ヤギ、ウマ、ブタ、ヒトに筋組織の浮腫、壊死、ガス産生、全身性中毒症候を主徴としたガス壊疽を発症させる[1]。

ガス壊疽は混合感染によって起こることが一般的である[2]が、今回の検体からは *Clostridium perfringens* や他のガス壊疽菌は分離されず、*Clostridium sporogenes* のみが分離された。また、当該牛には気腫疽もしくは悪性水腫と類似した、骨格筋病変の酪酸臭、筋組織の暗赤黒色変性、血様滲出液、全身性の出血[3]といった所見が認められた。これらにより、*Clostridium sporogenes* の単独感染によって、牛がガス壊疽疾患様の所見を呈する可能性が示唆された。

今後は、本事例を所内で共有し、と畜検査の現場判断や精密検査の診断に役立てていきたい。またガス壊疽は人獣共通感染症であり、分離された *Clostridium sporogenes* は病原性の高い菌種であることが示されたため、解体作業員及びと畜検査員の創傷感染に対する注意喚起も行っていきたい。

参考文献

- [1] 鹿江雅光, 新城敏晴, 高橋英司, 田淵清, 原澤亮編. 最新家畜微生物学. 訂正版, 朝倉書店, 2002, p.199
- [2] 東匡伸, 小熊恵二編集. シンプル微生物学. 改訂第3版, 南江堂, 2003, p.192
- [3] 平成27年3月13日付26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知 病性鑑定指針 pp.83, 125